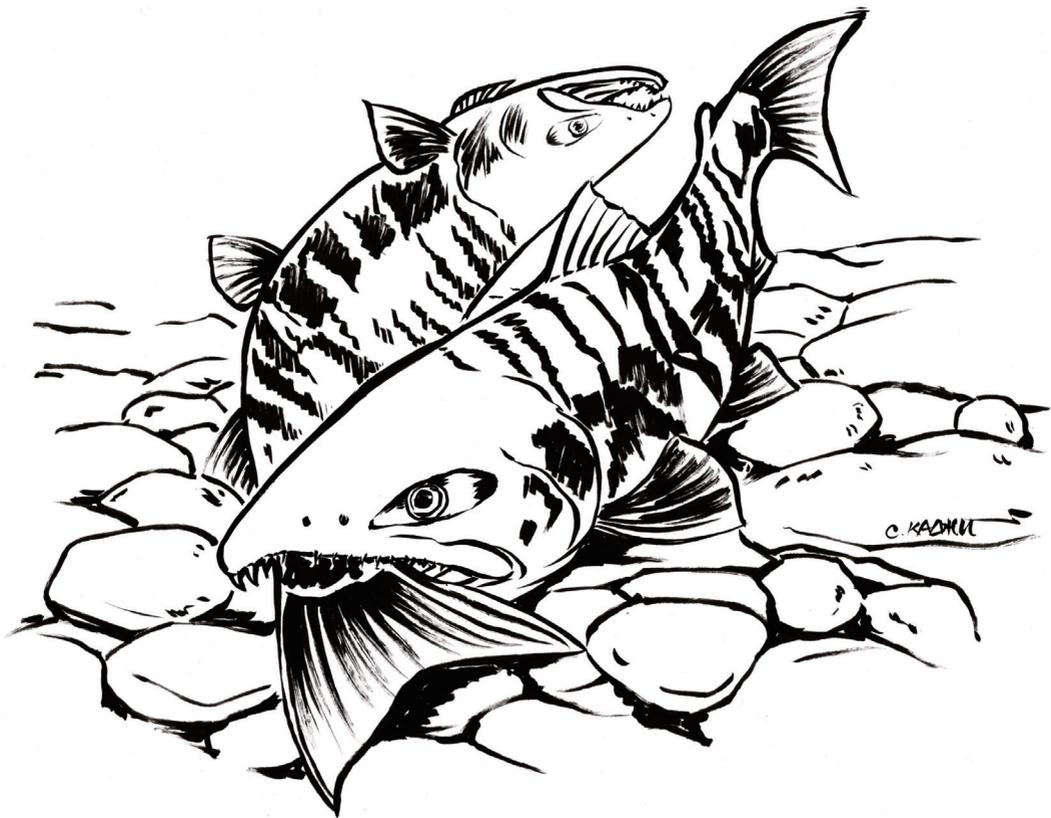


TEXTBOOK on KAMUYCEP

カムイチェプ^o読本



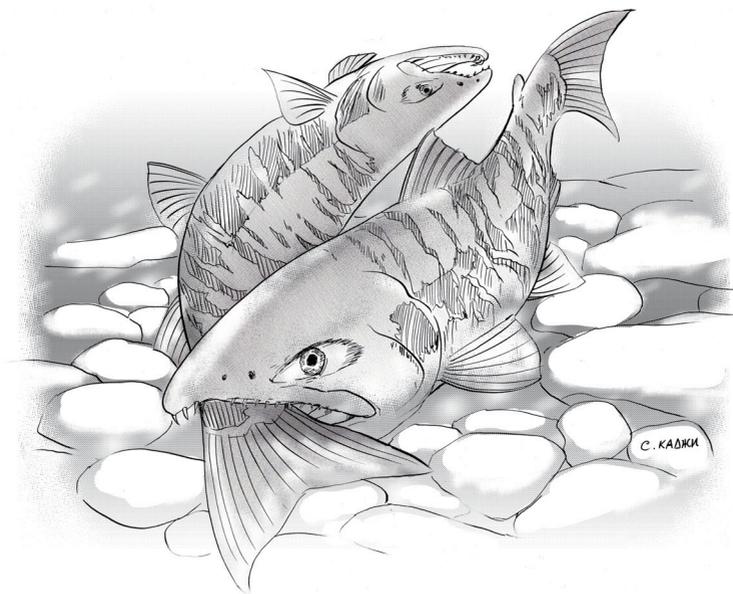
北海道の新しいサケ管理

カムイチェプ・プロジェクト研究会



TEXTBOOK on KAMUYCEP

カムイチェプ[○]読本



北海道の新しいサケ管理

カムイチェプ・プロジェクト研究会





紋別アイヌ協会のカムイチェノミ（新しいサケを迎える儀式）でヌサ（祭壇）に捧げられたサケ。2020年9月撮影。

「先住民族は、とりわけ、自らの植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しみ、したがって特に、自身のニーズと利益に従った発展に対する自らの権利を行使することを妨げられてきた」（UNDRIP 前文）。アイヌの人びとは「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族」（アイヌ施策推進法第1条）。

サケを細かく呼び分けるアイヌ・イタク 知里真志保『分類アイヌ語辞典／植物編・動物編』（1975年）から。同書の「さけ」の項には、アイヌモシリの26カ所以上のコタンで採集した150におよぶアイヌ語名が収録されています。

アシツェブ	川へ入りたてのサケ	虻田、穂別
イチャンチェブ	ホリを掘っている魚	屈斜路、名寄など
イナウコツェブ	並外れて小さなサケ	幌別、沙流など
イベ	「食べ物」の意	各地
ウブサク	しらこをかけた終わった老雄	静内
エルイベ	光る魚	常呂、豊浦など
オキライ	産卵後の尾のすりきれたサケ	美幌、斜里など
カムイチェブ	サケの総称	各地
シチェブ	並外れて大きなサケ	幌別
シペラム	仔魚	屈斜路、美幌など
チェボ	稚魚	美幌
ペウレツェブ	はしりのサケ	長万部、豊浦など
ヘルレケツェブ	光る魚	沙流、虻田など
マタチェブ	冬になって川へ入るサケ	幌別

はじめに

わたしたち人類にとって、サケは自然界からのかけがえない贈り物です。

なかでも北海道島を含む太平洋北西部沿岸の河川に繁殖地を持つサケ（学名 *Oncorhynchus keta*）は、カラフトマス（*O. gorbuscha*）やサクラマス（*O. masou*）とともに、広大な北太平洋海域とこれらの陸域を歩き来しながら、各地で独特の生態系を形づくり、また有史以前から、そこに暮らす人々の生活を支えてきました。

先住民族アイヌは、河川を遡上するサケを「カムイチェブ」（神が与えてくれた魚）と敬意を込めて呼び、主食・素材・交易品・信仰対象などさまざまな形で利用しながら、19世紀なかばまで、各水系の個体群をそれぞれ高いレベルで保ち続けていました。

ところが19世紀以降、日本国家によるアイヌモシリ（蝦夷地）領土化を契機に、いわゆる開拓が本格化すると、乱獲と河川環境破壊が急速に進みます。

政府は「資源保護」を名目に、流域先住民たちの日々の主食を得るためのサケ漁まで厳禁しますが、サケの自然繁殖地は次々に失われていきました。

20世紀中盤以降は、食糧資源の維持だけを目指して「もはやサケに自然繁殖は不要」といわんばかりの徹底的な人工孵化増殖政策がとられます。アイヌを含む流域住民は、「共生する生き物としてのサケ」からいっそう遠ざけられました。

国際社会に目を移せば、この

間、生物多様性条約（CBD、1993年）、先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP、2007年）、持続可能な開発目標（SDGs、2015年）など、環境保全や人権保障に立脚する新しい規範や目標が生まれ、すでに多くの政府やNGO・企業などがそちらに舵を切り始めています。

いま、北海道で沿岸サケ漁業が不振をきわめるなか、人工孵化増殖に依存しない「野生魚」の再評価が進んでいます。サケの自由な往来を妨げていたダムのスリット化工事など生息環境復元が各地で試みられ、また先住民族アイヌにサケ漁の権利を保障するよう求める運動がかつてない盛り上がりを見せているのは、決して偶然ではありません。

繰り返しになりますが、わたしたち人類にとって、サケは自然界からのかけがえない贈り物です。これからわたしたちが選ぶべき北海道の新しいサケ管理の姿をご提案します。（平田剛士）

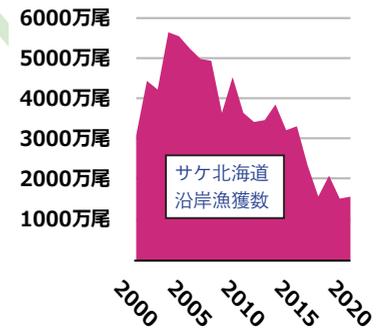


もくじ

- 2 はじめに
- 4 十勝川とサケ
- 8 藻鱈川とサケ
- 12 沙流川とサケ
- 16 石狩川とサケ
- 20 アイヌとカムイチェブ
- 26 日本が封じたアイヌの「川サケ権」
- 32 日本の沖合・遠洋サケ漁業の拡大と縮小
- 34 北海道沿岸サケ漁業
- 36 人工増殖事業の川サケ捕獲
- 38 野生サケと人工孵化放流
- 40 豊平川の野生サケを増やす
- 44 国際認証制度の可能性
- 45 サケってこんなお魚
- 46 北アメリカの先住民族と漁業権
- 54 提言・北海道の新しいサケ管理

「……生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し、……伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密にかつ伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に関して伝統的な知識、工夫及び慣行の利用がもたらす利益を衡平に分配することが望ましいことを認識し、……生物の多様性を保全し及び持続可能であるように利用することを決意する」（CBD 前文）

「先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。……国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える」（UNDRIP26）



出典／国立研究開発法人水産研究・教育機構 北海道区水産研究所「さけます来遊速報」



魚が通れるようV字カットされた落差工。北海道標津町の忠類川水系イケシヨマナイ川で、2009年4月撮影。

十勝川とサケ



南 北 100km、東西 50km と、アイヌモシリ＝北海道島内にあって最大の広さを誇る十勝平野をうるおし続ける川、それが十勝川です。大平原を囲む山脈や丘陵から水を集めてきた無数の支流が、それぞれ扇状地をかたちづくりながら平原の中央部（帯広市付近）で合流。そこから太平洋に注ぐまでの間に運搬土砂を少しずつ置き去りにして、中下流域に沖積平野、河口に近づくると三角州性低地と呼ばれる地形を生みだし、最後は二股に分かれて太平洋に注いでいます。

1858年にこの地を踏査した和人探検家の松浦武四郎は、その景観を「トカチの本名はトカプである。河口が2つあるのを、2つ並んだトカプ＝乳房から絶えず乳が流れ出ていると見たてたのだらう」（『十勝日誌』、現代語訳は編者）と、アイヌ語地名の由来を推理しながら描写しました（地名の語源には諸説あります）。現代では、二股に分かれた東側を浦幌十勝川、西側を十勝川（本流）と呼び分けています。

流域の人びとにとって、この大河は少なくとも1万4000年前—縄文期—から大切なサケ漁場でした。続く続縄文期・擦文期そしてアイヌ文化期と、人間社会の変遷を経てなお十勝川サケ個体群は健在で、19世紀になって新たに島を領土化した日

p6に続く

流域面積	9010km ²
本流の長さ	156km
源流の標高	2077m（十勝岳）
年間降水量	およそ 900mm
計画高水流量	13700 t/s（十勝川・茂岩） 1500 t/s（浦幌十勝川・十勝太）

- おもなダムの位置
- ┆ 定置漁業権設定海域



十勝川のサケ人工増殖施設

- ①千代田捕獲場（十勝川）
- ②幕別捕獲場（猿別川）
- ③幕別ふ化場（旧途別川）
- ④北水研十勝事業所
（猿別川）
- ⑤更別第1ふ化場（猿別川）
- ⑥更別第2飼育場（猿別川）
- ⑦札内ふ化場（メノ川）

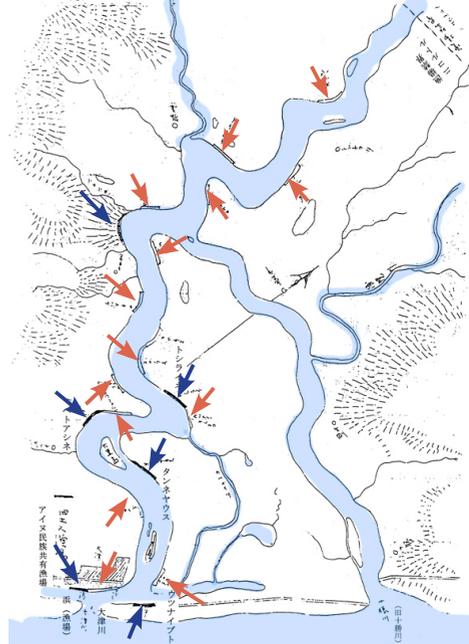
浦幌十勝川
十勝川

0 km 20

本政府・開拓使が人びとに支流でのサケ禁漁令（→ p26）を出した後でさえ、本流でのシンプルな曳網漁だけでシーズン 35 万尾以上の漁獲があったといえます。

20 世紀初頭の本流筋には川サケ漁場（曳網漁場）がいくつもあり、それぞれ地元のアイヌ民族や和人の漁業団体が管理操作していました。北海道大学附属図書館所蔵の史料「旧土人共同鮭曳網漁場入札貸与願」に添えられているペン描きの地図（右）から、その一端をイメージできます。³

十勝川で、政府主導の人工孵化増殖事業が始まったのは 1899 年でした。政府は、アイヌを含む民間の川サケ漁業に対する規制強化を図り、ついに全面禁止とするいっぽう、自ら推進する「人工増殖のための親魚捕獲」だけは特別扱いして規模を拡大させます。1910～60 年代には本流中流部のほかに芽室川・然別川・音更川・帯広川・札内川・メム川・途別川といった支流で、また 1970 年代以降は、本流の千代田堰堤（池田町）と支流・猿別川（幕別町）に捕獲場を集約した形で、毎年数千尾～数十万尾ずつのサケを捕獲し続けました。事業の民間



「旧土人共同鮭曳網漁場入札貸与願」に添えられた 1900 年（明治 33 年）当時の大津川（現・十勝川）漁場位置図。原因に着色加工し、漁場位置を矢印で示した。ブルーの矢印がアイヌ共同鮭曳網漁場。

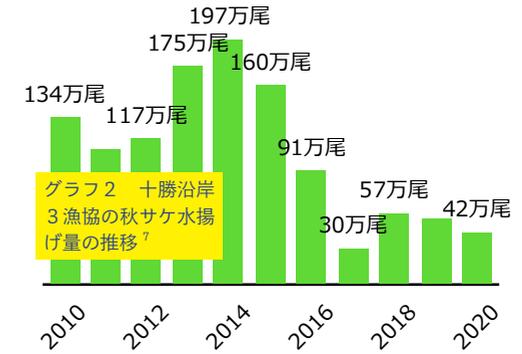
移管が進んだ 1990 年代以降も捕獲水準は維持され、2015 年～2019 年の年平均捕獲数は 27 万 5195 尾（グラフ 1）。これらの親魚から得た 6000 万尾前後のサケ稚魚が毎春、十勝川に放流されています。

こうした人工孵化増殖事業は、海面漁業におけるサケ資源の増大を目指したものです。十勝川河口を挟んで浦幌町から広尾町にいたる太平洋沿岸では、大津漁協・大樹漁協・広尾漁協が計 23 カ統の定置網（故郷の川を目指して集まってくるサケを待ち受けて捕らえる固定式の大型漁網）を設け、8 月末から 11 月中旬にかけて、秋サケ漁を行なっています。毎年 100 万～200 万尾を水揚げしていた 2000 年代に比べる

と、近年の漁獲は低迷し、2016 年～2020 年の年平均漁獲数は 55 万 2870 尾です（グラフ 2）。

十勝川の 2 つの河口のうち、東側を流れる浦幌十勝川を舞台に、地元のアイヌ集団、ラポロアイヌネイション（RAN、旧称・浦幌アイヌ協会）が 2020 年夏、「自分たちの集団にこの川でサケ漁を営む権利があることを確認してほしい」と札幌地裁に訴訟を提起しました。アイヌ集団のサケ捕獲権を日本政府に求める初めての本格訴訟として注目を集める中、同年 12 月の法廷で、RAN 名誉会長の差間正樹さんは裁判官や被告たち（国・北海道）にこう語りかけました。

「わたしは、父の跡を継いでサケの定置網の網元をしています。定置網は海での漁ですが、やはりアイヌとして川でのサケ漁へのこだわりを持っています。かつて先祖たちが漁をしていた浦幌十勝川は、上流部で十勝川と分断され、今は十勝川から導水路を使って、最大毎秒 9m³の水が引かれているだけです。そのため、浦幌十勝川を遡上するサケはほとんど十勝川に上ることは

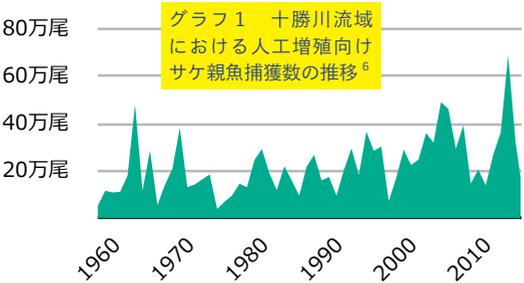


ありません。それでもわたしたちにとっては、先祖から受け継いだ貴重なサケなのです。わたしたちは川を取り戻し、サケを取り戻し、生活を取り戻したいのです」

現代の十勝川流域では、千代田堰堤と猿別川に設けた人工増殖向け捕獲場で遡上サケの大半を捕ってしまうため、それより上流域で自然産卵するサケをみることはほとんどありません。しかし、地理情報システムを利用した環境評価によれば、サケの産卵に適した河床礫（砂利）は流域の中上流域に広く分布しており、各所で魚類の自由な通行を妨げているダムなどを改善すれば、後はサケたちが自力で自然繁殖を再開できるだろう、と考えられています。⁵

（平田剛士）

1 小嶋尚・野上道男・小野有五・平川一臣編『日本の地形2 北海道』東京大学出版会、2003
 2 北海道さけ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会『北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史』1988
 3 井上勝生「〔紹介〕十勝アイヌ民族の十勝川共有漁場自営・共有財産取り戻し運動史料—〈十勝外四郡土人関係書類〉（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵）から—」北海道大学大学文書館年報 11 巻、2016
 4 海上保安庁第一管区海上保安本部海洋情報部「北海道周辺（第一管区海上保安本部管内）定置網・養殖施設配置図」2020
 5 卜部浩一・三島啓雄・宮腰晴之「十勝川水系におけるサケ・サクラマス産卵環境評価（資料）」北水試研報 84、2013
 6 水産研究・教育機構 北海道区水産研究所（2020）：河川別の捕獲数、採卵数及び放流数 <http://salmon.fra.affrc.go.jp/zousyoku/river/river.html>
 7 十勝総合振興局「秋さけ定置網漁業漁獲状況（10月31日現在）」2020年11月



も べつ 藻鱈川とサケ



紋 別市元紋別の藻鱈川で2019年9月1日早朝、紋別アイヌ協会の畠山敏会長たちは、川面に丸木舟を出し、前夜のうちに仕掛けておいた刺し網を起こして、サケやカラフトマスなどを捕獲しました（下の写真）。

その日午後のカムイチェプノミ（サケを迎える儀式）のための特別な出漁でしたが、儀式を終えた畠山会長は同日夕、水産資源保護法などに違反した疑い、つまり「密漁」の容疑で紋別警察署の家宅捜索を受け、漁網などを押収されました（後に送検、不起訴）。

事件には伏線があります。紋別アイヌ協会は20年ほど前に、地元でそれまでずっと途絶えていたカムイチェプノミを復活・再開させました。2005年以降、アイヌ民族の儀式のための川サケ採捕を知事が許可しはじめると、同協会は初秋の儀式に合わ

p10に続く

流域面積	227.2km ²
本流の長さ	41.8km
源流の標高	749.6m
年間降水量	およそ810mm



■ おもなダムの位置
 \ 定置漁業権設定海域

0 km 10



付近のサケ人工増殖施設

- ① 湧別五線ふ化場（湧別川）
- ② 丸瀬布ふ化場（湧別川）
- ③ 渚滑ふ化場（渚滑川）



せ、所定の申請手続きを経て、藻鱈川で合法的にサケ・マスを捕獲するようになります。

しかし、2007年9月の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択をひとつのきっかけに、世界各地で先住民族の諸権利の回復を求める声が大きくなるなか、先住民族も入植者も同列に川サケ禁漁を強いる日本の法律そのものに、アイヌ民族の疑問はふくらんでいきます。

2018年秋、紋別アイヌ協会は、自分たちには地元の川で自由にサケを獲る権利があると表明して、許可手続きをあえて無視しました。出漁の朝、トラックに丸木舟を載せて川に向かうと、10人あまりの紋別署員たちが待ち受けていました。警察車両のバリケードに阻まれて、同協会は舟を川に降ろすことすらできませんでした。

翌19年も、紋別アイヌ協会は許可申請を拒否したまま、藻鱈川でサケ漁を敢行します。報道各社のクルーや支援者ら数十人が現地に集まりました。今回は警察は姿をみせず、丸木舟に乗り込んだ畠山会長が、

網にかかった大きな魚を次々に取り込みました。「それは違法です」と川岸から警告し続ける北海道庁職員たちに向かって、畠山会長が「日本人が決めた法律になぜ先住民族が従う必要があるのか？」と反論するシーンがニュースで放送¹されました。

事件をきっかけに、各地のアイヌたちが紋別に集う「ウコイタク（ともに語り合う）」が始まり、また「アイヌ（＝ひと）の権利をめざす会」が生まれました。こうして藻鱈川のサケは、アイヌの権利運動の新しいシンボルになったのです。

宗谷岬から知床岬まで約360kmにおよぶ弓状の海岸からオホーツク海に流れ出す大小無数の川は、サケ科魚類たちの重要な繁殖地です。秋サケ沿岸定置網漁は2020年シーズンに北海道全体で1571万8853尾のサケを捕獲しましたが²、このうち53.7%はオホーツク沿岸の水揚げでした（グラフ）。人工増殖向けのサケ親魚を捕獲する「増殖河川」はオホーツク地区に17本あり、最近10年をみると毎年74.5万～271.4万尾（平均151.4万尾）が捕獲されています³。

そのオホーツク地方にあって藻鱈川は、アイヌ語名モ・ペックが示すとおり⁴、隣り合う湧別川（流域面積1480km²）や渚滑川（同1235km²）に比べると小規模です。おかげで、藻鱈川は1978～94年度の17年間を除いて「増殖河川」の指定を免れ、川でのサケ・カラフトマス親魚の採捕はな

く、稚魚放流も行なわれていません⁵。

流域にダムはなく、水生生物の生息に適した環境が維持されています。2010年から3年間のモニタリング⁶によると、藻鱈川へのサケ親魚の毎季の遡上数は739～1289尾と推定され、そのすべてが野生魚（自然繁殖で誕生した魚）でした。現代の北海道で例外的に、藻鱈川は「サケ類が100%自然繁殖している川」なのです。

かといって、これまで危機と無縁だったわけではありません。1916年、河口から20kmあまりさかのぼった鴻之舞地区⁷の山中で金鉱床が見つかり、ほどなく住友（現・住友金属鉱山）の所有となると「東洋一の金鉱山」と称されるほど開発が進みました。記録⁷によれば、少なくとも4度にわたって精練廃液沈殿池の堤防決壊による藻鱈川汚染が起き、そのつど魚類の大量斃死⁸が起きました。閉山から半世紀近くが経過したいまも、現地では排水浄化処理のための管理が続いています。

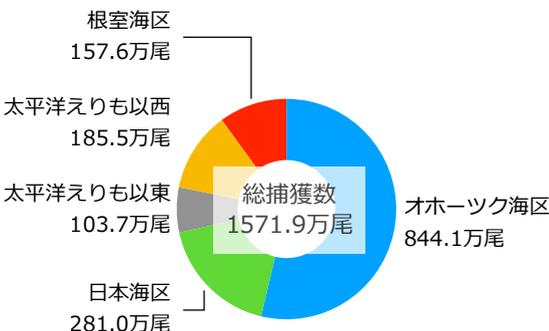
また1965年、藻鱈川下流右岸に「北見

パルプ紋別工場」が建設され、工場廃液が藻鱈川下流域と河口周辺の海を汚染しました。魚影が戻ってきたのは、工場閉鎖後の1983年以降だといえます⁸。

支流・豊丘川のそばで市内初の産業廃棄物最終処分場が稼働したのは2012年。ほど近い港湾地区にバイオマス発電所が営業運転を始めると、燃料焼却灰の埋め立てを見込んで処分場の面積は倍加しました。

こうしたリスクに対し、紋別アイヌ協会とNPO法人さっぽろ自由学校「遊」などの市民団体が、2010年に「モペック・サンクチュアリ・ネットワーク」を結成しました。野生サケをシンボルに、藻鱈川流域生物相の保全と、持続的な川サケ漁などアイヌの権利保障とを両立するサンクチュアリ（聖域）づくりが構想されています。

（平田剛士）



グラフ 北海道沿岸の秋サケ漁獲尾数（2020年度）

- たとえば2019年9月18日付けHTBニュース。<https://youtu.be/n1KUpsnNmHw>
- 北海道「秋さけ沿岸漁獲速報（12月31日現在）」2021
- 公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会ウェブサイト「北海道の海区別サケ親魚河川捕獲数」2021年2月8日閲覧
- 伊藤せいち「紋別市内藻別川のアイヌ語地名」アイヌ語地名研究会『アイヌ語地名研究4』収録、2001
- 水産研究・教育機構北海道区水産研究所（2020）：河川別の捕獲数、採卵数及び放流数 <http://salmon.fra.affrc.go.jp/zousyoku/river/river.html>
- 地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部さけます・内水面水産試験場「野生サケの資源動態に関する研究（受託研究）」『道総研さけます・内水面水産試験場事業報告書（平成22年度～平成24年度）』収録、2011～2013
- 紋別市史編纂委員会『紋別市史』1960
- 紋別市「紋別市環境基本計画」2013

さる 沙流川とサケ



2020年3月15日午後、沙流川にほど近い平取町二風谷生活館で、「アイヌ（=ひと）の権利をめざす会」が結成されました。カムイチェップノミのために藻鱈川でサケ漁を敢行し、「密漁」容疑で告発・送検された畠山敏・紋別アイヌ協会会長ら（→p8）を支援するため、各地のアイヌ有志が集まってつくった新しいグループです。

半月後に札幌で開いた記者会見で、会の共同代表に就いた二風谷在住の貝澤耕一さんが、自筆の声明文¹を読み上げました。↙

「私たちは、太古の昔から、自然の恵みを生業としてきました。先人たちは常に神々に断りを入れ、生活に必要な木や草、シカやサケをいただき、その恵みに感謝しながら生きてきました。そして、それは代々受け継がれてきました。ところが、突然海を渡ってきた人たちは、なんの断りもなく、ここに住んでいた私たちを無視して、土地

p14に続く

流域面積 1350km²
 本流の長さ 104km
 源流の標高 1175m（熊見山）
 年間降水量 約1400mm（上流部）
 約1000mm（下流部）

計画高水流量 5000t/s（平取）
 おもなダム の位置
 定置漁業権設定海域

付近のサケ人工増殖施設

- ① 沙流ふ化場（沙流川）
- ② 新冠ふ化場（新冠川）
- ③ 豊畑ふ化場（静内川）
- ④ 三石ふ化場（三石川）

を奪い、生活を奪い、文化をも奪いました。私たちは、それまでと同じく、自然からの恵みで生活しようとしたのですが、それは私たちの気づかないうちに、法律違反とされ、違反すると罰せられました。長い間先人たちが培った生活の知恵や、決まりごとは無視されて、圧倒的な数の差によって、日本国の法律を押しつけられてしまい、多くのアイヌたちは抵抗もできないままに、その生業を変えていかざるを得ませんでした。(略) そんな中で、紋別アイヌ協会が、先住民族アイヌとして、正々堂々とサケを採ったことに感動しました。私たちアイヌがサケを採るための許可を得る必要があるのは、水の神であり、サケの神、大自然の神たちだけであります」

貝澤さんはかつて、地元の沙流川に巨大ダムをつくった建設省＝国を相手取って「二風谷ダム裁判」を闘い、「先住民族への配慮なきダム建設は違憲」の判決を引き出した原告の一人です。

沙流川はサケの川です。同じ裁判の原告で、二風谷在住の萱野茂さん(1926-2006)

は、今から30年前、提訴に先だつ1991年3月、建設省に対する行政不服審査審理の場で、子どものころの強烈な記憶を交えて、次のように陳述していました²。

小学校に上がる前(1933年ごろ)のある日、「長いびかぴかのサーベルをさげた巡査が、わが家の板戸を開けて入ってき」て、萱野さんの父親を連行して行きました。父は沙流川でサケを捕ってきては「私達兄弟や近所のお婆さんたちに、さらに神々にも食べさせて」くれていました。それが「密漁のかどで逮捕されたのです」。

萱野さんは続けます。「アイヌ民族が死に絶えることなく、生き続けてこれた理由の一つに、食糧を十分手に入れることができたということがありません。食糧とは、^{さけ ししか} 鮭と鹿の肉です。だからアイヌは鮭を大切にし、自然の摂理に従って捕獲したのです。……家族が食べる分だけ毎日獲ったからといって、鮭が減ることはないということをアイヌ自身は知っていました。そのころ鮭が減ったのは、シャモ(和人)の乱獲が原因なのです。シャモは

グラフ 日高管内さけ・ます増殖事業協会による6河川のサケ捕獲実績(2019年度)



自分たちがつくり出した責任をアイヌに押し付けたわけです。……シャモがつくった鮭の禁漁などという法律は、鮭をあてにして生活してきたアイヌにとっては『死ぬ』というような法律です」

^{沙流川のアイヌ}サルウンクルにとって、サケを奪われ、ダム建設にいたる経過は、「一方的な不法侵略」(萱野さん)そのものでした。

^{ひだか}日高地方で人工増殖向けの川サケ捕獲が始まったのは、^{しずない しべちやり}静内川(染退川)の1909年が初めて、^{にいかつぶ ほろべつ}新冠川、日高幌別川(いずれも22年)、^{みつし}三石川(23年)、沙流川(24年)、^{もとうら}元浦川(28年)と、国家の「川サケ独占」が一気に進みました³。およそ1世紀後の2019年シーズン、日高管内さけ・ます増殖事業協会がこれら6河川で計12万7331尾のサケ親魚を捕獲しました⁴(グラフ)。

かたや、地元のアイヌ協会などの申請に対して北海道知事が許可したサケ「特別採捕」の制限尾数は、元浦川300尾、静内

川150尾、沙流川40尾の合計490尾でした(いずれも2018年度)。

二風谷ダム裁判で、札幌地裁は1997年3月、こう判決しました。

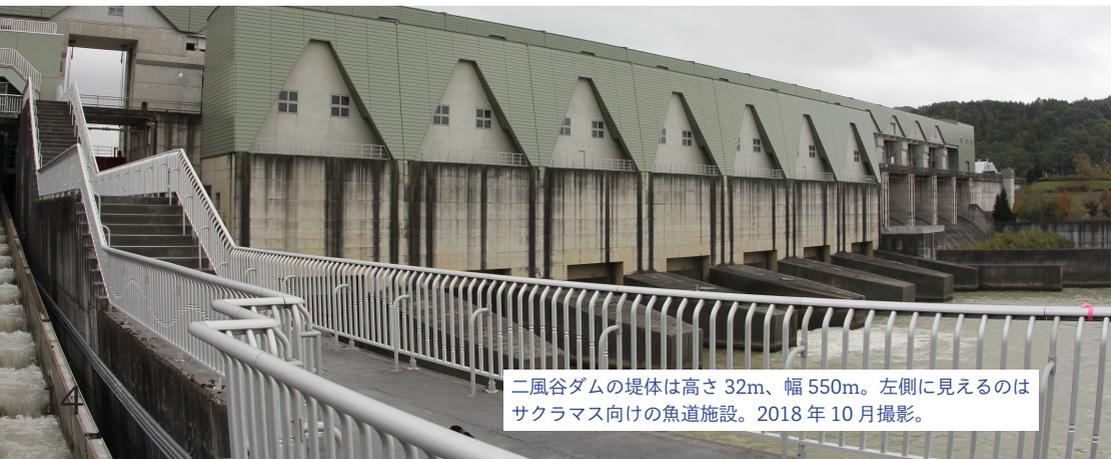
「国は、先住少数民族であるアイヌ民族独自の文化に最大限の配慮をなさなければならないのに、二風谷ダム建設により得られる洪水調整等の公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化^{きょうゆう}享有権などの価値に優越するかどうかを判断するために必要な調査等を怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、本件事業認定をなしたのであるから、右認定処分は違法」

しかし、すでに完成し水^{みな}を湛えてしまったダムを前に、被告＝国に対して認定撤回(ダム撤去)までは命じず、二風谷ダムは今も沙流川に巨体を横たえたままです。

最初に触れた「アイヌ(＝ひと)の権利をめざす会」の設立会見で、貝澤耕一・共同代表はこう述べました。

「もともとこの北海道ちゅうのは私たちのくにです。(そこへ和人が)勝手に入ってきて、多数だからと言って勝手に法律を作って、私たちに押しつけた。これを何とかつがえきにかいかん」⁵

(平田剛士)



二風谷ダムの堤体は高さ32m、幅550m。左側に見えるのはサクラマス向けの魚道施設。2018年10月撮影。

1 アイヌ(＝ひと)の権利をめざす会「KAMUYCEP No.1」2020
 2 萱野茂・田中宏編『アイヌ民族ドン叛乱 二風谷ダム裁判の記録』三省堂、1999
 3 北海道さけ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会『北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史』1988
 4 日高管内さけ・ます増殖事業協会「第7事業年度事業報告書」2020
 5 アイヌ(＝ひと)の権利をめざす会「KAMUYCEP No.2」2020

石狩川とサケ

秋 味料理といえば石狩鍋。「石狩」は長らくサケ産地の代名詞でした。1869年（明治2年）に開拓使を設置した政府は、石狩川河口や海岸部でのサケ漁を「北海道の主要産業」とみて奨励しました¹。公式記録²に残る石狩川河口におけるサケ漁獲量は、1868年からの10年間で910万3000尾（年平均91万300尾）に達し、1シーズンに150万尾近く捕った年もありました。ちなみに2019年度、石狩市沿岸の秋サケ定置網漁業の水揚げは633tで³、1尾3.3kg見当で割り返すと19万尾ていど。明治期初頭のケタ違いの漁獲圧がうかがえます。

これは明らかに捕りすぎで、早くも1880年代以降の石狩川サケ漁獲量は急減します。漁法制限や支流禁漁の強い規制を誘発したほか、「このままではサケが絶滅

p18に続く

流域面積	1万4330km ²
本流の長さ	268km
源流の標高	1967m（石狩岳）
計画高水流量	1万5000t/s（石狩川河口）
■	おもなダムの位置
—	定置漁業権設定海域



- 石狩川のサケ人工増殖施設
- ①北海道区水産研究所千歳さけます事業所（千歳川）
 - ②日本海さけ・ます増殖事業協会捕魚車（千歳川）

する。早急に人工孵化に取り組むべきだ」という政策論⁴に口実を与え、一大繁殖地である千歳川のほとりに「官営千歳中央ふ化場」が建設されました(1888年)。国家による川サケ独占体制がこうしてスタートを切ったのです。

開拓・開発のダメージを被ったのはサケだけではなくありません。島内最大の流域面積を誇る石狩川には、「この150年間に島内で最も強く改変を受けた水環境」という側面があります。

石狩川と、豊平川・千歳川・夕張川・空知川・雨竜川など主要な支流を擁する石狩平野にはかつて、激しく蛇行・分岐する川筋の隙間を埋めるように無数の小湿地や河跡湖がパッチ状に発達し、総面積6万haを超す「石狩大湿原」を形成していました⁵。しかし今、その99%は消失しています。100年にわたる開拓／開発事業が、6000万m³とも試算される膨大な客土を注ぎ込んで「原野」をつぶし、農地や都市に変貌させたのです。

町が建設され集住が進み、農地が広がるにつれ、利水・治水名目の改修工事が川そのものを大きく変えていきます。1918年から半世紀をかけて計29カ所の蛇行部をバイパスした結果、石狩川本流は60kmも短くなりました⁶。支流を含む流域に建設されたダムは、堤高15m超のものに限っても88基にのぼり、これは北海道島内の全ダム(190基)の46%にあたります⁷。

日本の「拓殖」が及ぶ以前、長大な石狩川は、上流・中流・下流部にそれぞれ異なる生活文化圏を育てていました。人びとは互いに往来しつつ、上川盆地に暮らすペニウングル、中流部のパニウングル、河口部のパラトーウングルと集団を呼び分けたが⁸、その生活を支えていたのはいずれもサケです。

上川盆地では擦文文化期(8～13世紀ごろ)、支流・忠別川などサケ繁殖地のすぐそばに集落ができ始めます。人々が水害をいとわず川のほとりに住みついたのは、捕獲から加工・保管・出荷まで、集約的なサケ漁業を優先したからだと考えられています⁹。1000年経っても忠別川のサケ個体群は健全で、ペニウグルたちの川サケ漁がサスティナブル(持続的)だったのは間違いありません。それは間接的に、下流域で暮らすパニウングル・パラトーウグルたちとの資源の上手な分かち合いをも証明しています。

ところが20世紀なかばを境に、上川盆地のサケ個体群はあっけなく絶滅しました。国策パルプ(現・日本製紙)旭川工場からの排水などによる汚染に加え、30kmほど下流の石狩川本流に川幅いっぱいしゅの取水堰すいげきが建設されたせいで、親魚たちが繁殖地にたどり着けなくなったのです。

札幌市内を流れる豊平川のサケも、1950年代に「滅亡」してしまいます¹⁰。都市下水・生活排水・工場排水による水

質悪化とダム建設・河川工事が主要因と分析されました。市民によるカムバックサーモン運動が起こり、人工孵化稚魚の大量移植放流によってサケ

親魚の繁殖遡上が再開したのは、ようやく1981年秋のことでした。運動はいま、人工放流に依存しない野生サケの復元を目指す計画に発展しています(→p40)。

忠別川の手当てはさらに遅れ、2000年代になってようやく本格的な再導入(絶滅地域に人為的に新たな個体を補充して再生を図ること)が始まりました。魚の往来を妨げていた堰(旧・花園頭首工)に魚道がついて親サケの遡上が再開しましたが、2019年度の親魚遡上数は推定210尾で、上川アイヌたちが1シーズンに9万尾を漁獲していた150年前と比べると、まだ復元というにはほど遠い状況です¹¹。

130年以上にわたって人工増殖事業の拠点であり続ける千歳川では、日本海さけ・



自作のマレクでサケを捕らえた石辺勝行・千歳アイヌ文化伝承保存会会長。2018年12月29日、千歳川で撮影。

ます増殖事業協会が、千歳市内の捕魚車インディアン水車で毎年8月下旬から12月上旬にかけて、人工孵化向けの親魚を捕獲しています。最近10年の捕獲実績は11万～42万尾¹²。これは毎年の計画(7万6400尾)の150%～550%にあたります(→p36)¹³。

源流部に湧水が豊富な千歳川は、真冬にも水温が比較的高く、「冬サケ」と呼ばれる冬季遡上群がみられます。

2018年暮れ、地元の千歳アイヌ協会と千歳アイヌ文化伝承保存会が伝統漁具マレクを用いた冬サケ漁を復活させました。そのための川サケ捕獲許可申請に対して、北海道内水面漁業調整規則にもとづき知事が許可した「特別採捕」の上限は、初年が50尾、翌年が150尾でした。(平田剛士)

1 工藤義衛「サケとヒトが出合う場所」北海道ラムサルネットワーク編『湿地への招待 ウェットランド北海道』北海道新聞社、2014
2 北海道さけ・ますふ化放流事業百年史編さん委員会『北海道鮭鱒ふ化放流事業百年史』1988
3 北海道石狩振興局産業振興部水産課「石狩管内水産業の概要」2020
4 伊藤一隆「千歳中央ふ化場建設についての演説」『北水協会報告第35号』1888
5 高田雅之・辻井達一・藤田郁男編著『北海道の湿原』北海道新聞社、2007
6 国土交通省「石狩川流域誌」https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/e9fjd600000002ee.html 2021年2月11日閲覧
7 国土交通省「国土数値情報ダムデータ」<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W01.html> 2021年2月11日閲覧
8 石狩川中流域文化研究会『パニウグルの生活文化誌』2003
9 瀬川拓郎『アイヌの歴史 海と宝のノマド』講談社、2007
10 札幌市教育委員会『さっぽろ文庫4 豊平川』1978
11 山田直佳ほか「石狩川水系忠別川におけるサクラマスとシロザケの産卵床数の2019年の記録」『旭川市博物館研究報告第26号』2020
12 サケのふるさと千歳水族館「サケ捕獲情報」<https://chitose-aq.jp/data/captureinformation.html> 2021年2月11日閲覧
13 一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会「第7事業年度事業報告書」2020

アイヌとカムイチェプ

今 から39年前の1982年9月15日、札幌ススキノに近い豊平川の河川敷で、第1回アシリチェプノミ（新しい鮭を迎える儀式）が開催されました。日本政府の川サケ漁禁止令のせいで途絶えたままだったアイヌの重要な儀式を約100年ぶりに復活させたのは、結城庄司さん（1938-83）、豊川重雄さん（1931-2015）らアイヌ有志たちでした。（平田剛士）

〈アシリチェプノミが始められた当時は、「カムバックサーモン」というキャッチフレーズのもとに川に鮭を戻そうという環境浄化運動が官民挙げて取り組まれた時期であった。結城庄司はこれに着目し、この

時流を逆手にとってアイヌ民族の復権運動につなげたのがアシリチェプノミの実現であった。鮭はアイヌ民族の古来からの主食であり、その捕獲権は明治政府によって奪われた数々の生活権の象徴的権利でもあった。札幌という大都会で「新しい鮭を迎えるという儀式」を行うことは、アイヌ民族が歴史的に権利を奪われてきたということを示す画期的取り組みであり、誰にでも分かりやすく訴える新しい運動スタイルであった。この「文化を武器に闘う」という結城庄司の取り組みは多くのアイヌウタリ（同胞）や市民の共感を得て、全道各地での儀式の復活につながり広がっていった。〉（札幌アイヌ文化協会『アシリチェプノミ 30年のあゆみ』2013）。

アシリチェプノミのころ

アイヌの祖先は、大自然を母親のようにこよなく慕い、あらゆる生き物と共に生きてきた心優しい平和な民族でした。

そして、アイヌモシリを幾重にもつらぬく河々の流れは、コタンに四季折々たくさんの贈り物を神から伝えてくれる動脈でもありました。

むかしより神が、わたしたち人間に秋の訪れを知らせる使いとして遣わされたのは、「神の魚」とたたえられるカムイチェ

祭主 豊川重雄

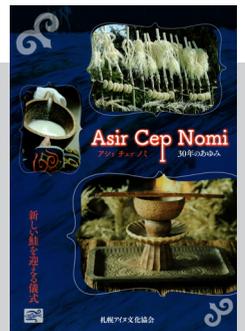
プ（サケ）でした。この神からの贈り物「サケ漁」は、冬のコタンの生活を支えるための大切な秋の労働でもありました。

ところが百数十年前、アイヌモシリが知らぬ間に北海道と呼び名をかえられ、日本人の移住が進むにつれアイヌが自由にサケをとることは一方的に禁じられてしまいました。同時に民族儀式「アシリチェプノミ」も廃止させられ、大切な食糧と共に生活に息づいていた文化まで奪われるという悲し



札幌アイヌ文化協会・アシリチェプノミ実行委員会主催の第10回アシリチェプノミのようす。1991年9月15日撮影。

1990年第9回アシリチェプノミ・リーフレット／札幌アイヌ文化協会『アシリチェプノミ 30年のあゆみ』2013から転載。



い歴史が続きました。

かつてアイヌの社会では石狩川をはじめとして鮭迎えの儀式が各コタンで盛大に行われていました。

河口に神々を祀るヌサ（祭壇）をつくりイナウ（木幣）を立て「わたしたちはカムイチェプが上がる川をきれいにし不潔なものは川に入れず、またとったカムイチェプもコタンの全てのものと分けあうから我々のコタンにカムイチェプを沢山上がらせて

お恵みください」と、カムイノミ（神々への祈り）をしたのです。

このように自然を大切に敬い、仲間と分けあうことが祖先から伝えられてきた「アシリチェプノミのころ、なのです。

イヤイライケレ

サッポロ カムイ チェウツ アエカン ホウツ オンカミ



ノオйнаネー リー カントー モシロル オロワー
ウランロッキアー シーノパセー オйна モイレ
マツ コロ カムイナンコッチャー サモロ アーン
サラレー マカー アンキワー カムイ

キレトッカシ シノオйнаネー イーナウ アンアシー
アンキー カーネ、
ツキーカウツケマーツ イナウ コロ トノトー カームーイ
エイカンパスイコンナ モウムナタラキーノ シオイナー
カムイ エンー アコー リキンテ アンキーツーラーノ
イタツ カンパレー アンキイ アナッネ、
シーフシコーテエタオロワーノ シーフシコー カムイ ツタヌ
ワーノ テエタ シンリッ ネローツァ エカシー ウーター
シヤンノー オйнаネーレ キカーネ アノミー キローツァ
シオйнаネー シロウル タ エイロロツ キローツァ
オйнаーパセー カムイ ウタリ オーレン ツキカッケーマツ
イナウコロ カムイトノート エイ カンパスイ コンナ
モウムナタラ キーノ カムーイ ウタリ オーレン
アーリキンテ アンキイ アナーネツ、
シオйнаネ カムイー コルロツァ イソネー チョーキ
レーコルキイ アーナツ カームイチェウツ コルロッキアー
イポネ サンリリケシ シヤンポロー アツイツム レプン
リーイリ イヲロ オロータ スクウツ キワ シヤンノ
ピリカノ オウレウス キアクス、
カーンナルイノ シイッオキローツァ ワッカ カームイ
コルロッキアー ペツ ルヲロ オーシケ エン コアファンキークワ
シヤンノ ピリカ ウエラウス キカネ リリケシ ウタリ
エイ オポマカ キシンネノ
エイトイタ キイアーナッネ、
カムイ ウタリ アエイヌ ウタリ
オレン ネェヤッカ アエカシヌカル
キローツァクス アノミ キローツァ。

札幌鮭祭り

聖なる尊き天空高き天界よりお下りになられし尊き重き女神様のご神前をお明け開かしたしてカムイ(神様)のご面前へ聖なる尊きイナウ(御幣)をお立ていたしながら、ツキ(盃)にイナウを捧げたトノト(お神酒)があふれてパスイ(奉納箸)流れますかのように聖なるカムイへお捧げいたすとともにイタツ(ことば)を創作いたしますことは、太古の時代より古き神代の時代より遠い先祖さまエカシウタリがまことにご尊敬いたしながら礼拝いたしました聖なる大自然にご鎮座なされし尊き重きカムイがたへツキにイナウを捧げたトノトがあふれてパスイが流れますかのように聖なるカムイがたへお捧げいたしますことは、聖なる尊きカムイの領する獲物の名を領するカムイチェウツ(神の魚=サケ)が持たれましたる子々孫々は大海原、沖の海原、海洋に生活いたしてまことに完全に成長なされたので、ふたび誕生いたしましたるワッカカムイ(水のカムイ)領します川中へ入られて非常に美しく戯れながら子孫を殖やすために卵を産み精を放とうといたすことは、カムイやアイヌ(人間)にも与え授けられましたるのでお祭りいたします。

サケには新しいイパッケニを

杉村キナラブックの話 (平田角平・研究ノートから)



の川に石狩川の映りぐあいでchiepがとれるかといかをみるんだ。雨竜川と石狩川の出合いのへんが明るい石狩川も雨竜川もchiepがたくさんのぼる。暗いとさっぱしだな。特に雨竜川はよ。

keri(靴)はホツチャレになったおんたの皮よ。川をのぼってきて背ビレも白くなったやつだ。めんたは皮が薄いからダメだ。おんたでも海や川の入り口のは、やっぱし皮薄いんだ。だから川をのぼったのが一番いい。イパッケニ(頭叩棒)に使うものは、変なもの使うもんでない。ちゃんと柳かミズギでよ、削りかけつけてな、ちゃんとしたもの作るんだ。

こんな話、あるど。
母親から子どもが川から水くんで来いと言われ外に出てみたらいい月なんだと。子どもはお月さんを見て「お月さんはいいな。いつも空から眺めておれて、働かんでもいいし」と言ったらお月さんは「そんなこと言うもんでない。アイヌモシリ(人間の国)いるものは怠けるんでない」と言っていたずらに子どもをさらっていった。

母親ハボは子どもがなかなか帰って来ないので水くみに行った川にでも落ちたのかと思って探していた。ウグイに会ったから

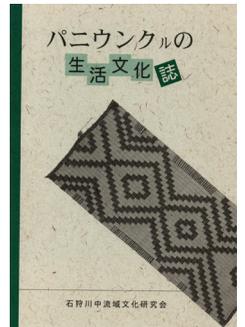


石辺勝行・千歳アイヌ文化伝承保存会会長の手になるイサバクニ(サケ漁に使用する頭叩棒)。皮をむいた部分が把手。

「子ども見なかったか」と聞いた。ウグイの言うには「いつかアイヌからしっぽの骨まで固くてだめだ、と言われたから教えない」と言われた。

泣く泣くまた下って行ったら、イトウに出会ったので子どものことを聞いたらイトウの言うには「口でかいと言われたから教えない」と言われた。

さけに出会った。さけの言うのには「いつも新しいイパッケニ(頭叩棒)で叩いてくれ、大事に扱ってくれるので教えてやる。子どもはお月さんがさらっていった」と教えてくれた。お月さんを見るときは子どもがニヤトシ(水汲み桶)を持って立っているのが映っていたと。だからイパッケニは古くさいもんなか使うもんでないんだ。月にさらわれた子どもは、働るのが嫌な子どもは私のように言うっているんだ。



石狩川中流域文化研究会編『パニウクルの生活文化誌』(2003年)から抜粋。一部ルビを追加しています。

キムスポV

葛野辰次郎著



葛野辰次郎著『キムスポV』(1991年)より「札幌鮭祭り」冒頭部分を抜粋。日本語訳一部修正。

キツネのチャランケ

昭和43年4月17日収録 平取町去場さるば

語り手 鍋沢ねぶきさん

私はシコツ湖近くのウサクマイに住んでいた一人のアイヌでありました。……村の近くには水のきれいな川が流れていて、秋になるとたくさんのサケが卵を産むために遡のぼってきます。冬の食糧にするため近くの村ばかりでなく遠くピラトリコタン（村）からもサケをとりにやってきます。サケを食べるのはアイヌばかりではありません。クマもキツネも、サケを食べることのできる生き物はすべて川を遡ってくるサケをとって食べ、お互い邪魔しあうこともなく暮らしていました。……

ある夜のこと、……遠くのほうで人声が聞こえます。こんな夜更けに誰が来たのだろうと思って耳をすますと、聞こえなくなります。……

不思議に思った私は、家族の者が目を覚まさないようにこっそり寝床から抜け出

し、家の外へ出ました。……

だんだん声のするほうに近づきました。しかも人間の声らしくもないのです。しかも川の向かい側の水辺から聞こえてきます。……じっと目をこらしてみると、それは一匹のキツネでありました。

……キツネがアイヌに向かってチャランケ（談判）しているのです。

「こら、アイヌども、よく聞け。サケというものはアイヌが造ったものでもないし、もちろんキツネが造ったものでもない。イシカリ川の川口を司るピピリノエクル、ピピリノエマツという神様夫婦が、アイヌもクマもわれわれキツネも、その他サケを食べる生き物すべてが充分食べられるようにこの川を遡るサケの数を決めてくださっているのだ。それなのに、今日の昼頃アイヌが捕っておいたたくさんのサケの中から一匹だけ勝手にもらって食ったところ、その

アイヌは、私に向かってアイヌがいえると思うありったけの悪口雑言をあびせかけた。その悪口は黒く暗い炎のように私におそいかかった。その上、鳥も住めない裸の山、恐ろしい国へわれわれキツネを追放するよう神々全部に頼んだのだ。神様たちは、アイヌの言い分だけ聞いて、われわれキツネをアイヌの国から追放してしまうかも知れない。このままでは大変なことだ。神でもアイヌでも私の言い分を聞いてくれ」

……私は本当に驚きました。キツネの言い分は全部正しいのです。魚というものはアイヌだけが食べる権利があるのではなく、魚を食べることができるすべての動物が食べることができるよう神様が与えてくれた食糧なのです。それを知らない馬鹿なアイヌがいてキツネ神の悪口を言ったのでした。

夜が明けるのを待って私は村人たちを呼び集めました。そして昨日キツネ神に悪口を言ったアイヌをうんと叱りつけ、償い物としてイコロ（宝刀）を出させました。そ

れから酒を大量に醸し、イナウをたくさん造ってキツネ神へいねいに謝罪しました。神々はこれを聞き届けてくれたので、キツネは遠い国へ追放されることもなく、安心してアイヌの国土で住めることになりました。

だからこれからのアイヌよ。サケでもシカでもアイヌだけが食べるのではなく、生きている動物、サケやシカを食べるすべての動物がアイヌと同じように食べる権利を持っているのだから、決して人間だけのものと考えてはいけません——と一人のアイヌが言いながら世を去りました。



萱野 茂著『炎の馬』
(すずさわ書店、1977)
から転載、一部省略。



札幌大学ウレシパクラブによるアイヌ語劇のワンシーン。脚本に「キツネのチャランケ」のエピソードが盛り込まれた。2019年1月26日、札幌ワイルドサーモンプロジェクト市民フォーラム 2019（札幌エルプラザ）のステージから。撮影・西野正史氏。

More Info

渡部 裕「先住民社会と水産資源 北東アジアを中心に」北海道立北方民族博物館『第18回特別展 先住民社会と水産資源 サケ・海獣・ナマコ』（2003年）から転載、一部省略。

サケと先住民

……サケは新鮮な食糧としても利用されるが、多くは天日や燻煙により乾燥した干しサケが越冬食として利用されてきた。アジア側では主として天日および風による乾燥が行なわれ、北アメリカ西海岸では燻煙による乾燥が行なわれてきた。……乾燥したサケは越冬食として先住民

の重要な食料であったが、長期間利用する上で、含まれる脂質の酸化が問題となる。脂質を多く含む干し魚の油脂は時間の経過とともに酸化し、味や臭いを悪化させるばかりか、摂取した人体にも悪影響をおよぼす。酸化によって毒性物質が生成されるほか、ビタミンAやCを破壊する作用があるとされる。シロザケは8種中遡上時に最も脂質

の含有率が低下するため乾燥保存に適しており、その遡上の多い北海道やサハリン、アムール川流域、カムチャツカ半島では干しサケの大部分がシロザケであった。また、脂質の多い種に対してはサケ類の脂質酸化を考慮したと考えられる処理が行なわれてきた。

日本が封じたアイヌ民族の「川サケ権」

カムイチェブ・プロジェクト研究会での山田伸一さんの講演録から

現在の北海道の川ではサケは禁漁です。まず水産資源保護法が「内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない」「ただし、漁業の免許を受けた者又は……農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない」(25条)と定めています。それにもとづいて北海道で「知事の許可」を規定しているのは北海道内水面漁業調整規則*で、その52条には「……知事の許可を受けた者が行う試験研究、教育実習、増養殖……伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発……のための採捕については、適用しない」と書いてあります。

こうしたルールの下で許可されたサケ捕獲は「特別採捕」と呼ばれています。これが現行の法的枠組みですが、ではこうした枠組みができる以前はどうなっていたのか？ 明治初期を起点にたどってみましょう。

狙われたサケ資源

川での自由なサケ漁は、何段階かにわたって否定されてきました。とりわけ集中的だったのは開拓使の時期(1869-1882年)です。土地の権利の侵害はこれより後の時期の問題も大きいのですが、サケ漁規制など生物資源の利用に関しては、開拓使の時期の規制強化が際立っています。ちょうど近世(江戸時代)から近現代への移行

北海道行政機構のうつりかわり

年代	呼びかた	役所名と機構 (1875年11月以降)
1869-1882	開拓使期	開拓使(東京出張所・札幌本庁・函館支庁・根室支庁)
1882-1886	3県1局期	農商務省北海道事業管理局(東京) + 札幌県・函館県・根室県
1886-1946	北海道庁期	北海道庁
1946-2001		北海道開発庁(国) + 北海道(自治体)
2001-		国土交通省(国) + 北海道(自治体)



*「漁業法等の一部を改正する等の法律」施行にともない、北海道は2020年11月、北海道内水面漁業調整規則を廃止し、北海道漁業調整規則を制定した。川サケの特別採捕許可要件は新旧規則で実質的に維持された。

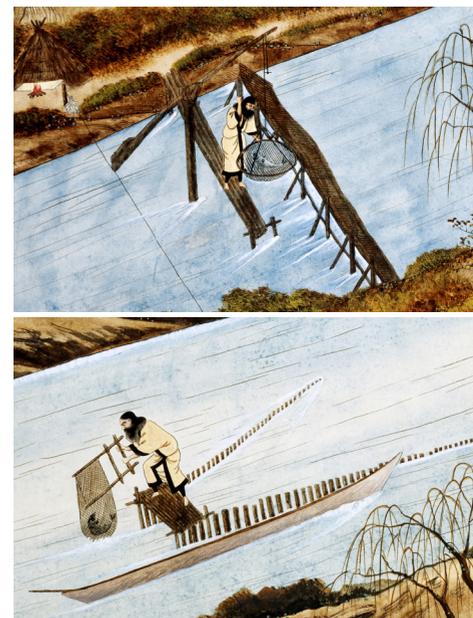
期に当たります。

大きな変化のひとつは「場所請負制」を廃止したことです。近世日本は、蝦夷地の各地に場所請負人(商人)を置き、彼らに漁業経営を独占させていました。松前藩が許認可権を持ち、商人から税金をとる仕組みで、場所請負制と呼ばれます。開拓使は「場所請負人たちが各地の漁業経営を独占して、新しい産業振興を妨げている」とみていました。また各場所の請負人たちは漁業生産のためにアイヌ民族を安価な労働力として酷使していたので、それを何とかしなければという問題意識もありました。ただ、場所請負人たちは、出稼ぎの和人数族や先住民族のアイヌを使役するいっぽうで、アイヌが自給用に川でサケマス捕ることまでは妨げていませんでした。

開拓使は、はじめ「場所請負」を「漁場持」と名前を変えただけで、従前の商人たちがあいかわらず各地の漁業経営を独占する状態が続きましたが、1876年までに漁場持制度も全廃して、その後のサケ漁は、役所に出願した希望者に許可を与える方式に変えました。現実には手続きなしに捕る人もいたわけですが、それは「制度から逸脱した違法漁=密漁」とみなしました。

川サケ漁の慣習を「密漁」化

1876年の「開拓使乙第9号布達」は、「テス網」漁と夜漁を禁じました。「テス網」



明治期のアイヌ民族の川サケ漁の方法の例。(上から) テシ、ウライと思われる。函館市中央図書館所蔵「明治初期アイヌ風俗図巻(仮称)」から。

はアイヌ語のテシに由来する言葉です。地域によっては「ウライを禁止する」と書かれた規制も発令されます。テシ・ウライは当時のアイヌ民族の川サケ漁具です(上図)。また1878年の「開拓使乙第30号布達」では、「川でサケ・マスを捕る場合、曳網以外の漁法はすべて禁止」「曳網であっても夜漁、支流では一切禁漁」と、規制をいっそう強化します。この法令によって、たとえば石狩川水系でも、千歳川・豊平川など多くのサケ遡上河川が禁漁区になりました。

「開拓使がこうした布達を出したのは、アイヌ民族を狙い打ちするためだった」と

までは言えません。とはいえ、結果的に一番ダメージを受けたのがアイヌ民族だったことは間違いありません。当時の法令は、「住民の同意を得て決める」という民主的な手続きは何もなく、ある日突然、東京で、あるいは札幌で決まって、施行されています。昨日も今日も明日も続けていくつもの漁業活動が、ある日いきなり「違法な密漁」にされてしまうわけです。

では、開拓使はなぜこんなに熱心にサケ漁を規制したのでしょうか。1878年の「開拓使札幌本庁第43号布達」にこんなふうぎょびょうに書いてあります。「魚苗の生育すべき支川で漁獲したら減ってしまう、だから繁殖地である河川上流の支川（支流）での捕獲を禁じる」――。

当時、「北海道物産」として一番たくさん販売されたサケマスの加工品は塩ザケ・塩マスで、東京などに出荷されていました。また開拓使直営の缶詰工場が石狩や別海に建ち、シカ肉の缶詰などとともに、サケマスの缶詰を国内外に売り込みました。当時の政府がサケ漁業を活発化させようとしていたのは明らかです。

アイヌ民族を無視した政府

こんなに規制したら、川でサケを捕獲してきたアイヌ民族は生活に困るに違いない。開拓使もそれに気づいていながら、しかし「アイヌは自分で何とかするだ

ろう」くらいの感じだったようです。

例外的に開拓使札幌本庁が1879年、千歳・勇払ゆうふつ両郡のアイヌに対し「シカとサケの取獲減少に備えて農業指導をしよう」と計画したことがありました。しかし、すでに支流禁漁・曳網以外の漁法禁止の布達を出した後です。順番が逆ですよ。おまけに結局「金がかかりすぎるから」と、この計画は実行されませんでした。ようするに何もなかったわけです。

そんななか、アイヌ民族も合法的にサケを捕ることを認められていたケースはあります。たとえば十勝アイヌの共有漁場です。1900年当時、十勝川河口に十勝アイヌの共有漁場があり、サケ漁業が行なわれていました（→p6）。ただ、アイヌ共有漁場の多くは早くから和人に賃貸され、アイヌ民族が自分たちでサケ漁をしていた例は明治初期の段階でもあまり多くはありません。十勝川の共同漁場も、1925年にはサケ漁の権利が消滅しています。

石狩川の下流部にも、上川各郡アイヌの共有漁場があったと記録されていますが、開拓使の時期（～1882年）のうちに喪失してしまいます。詳細は不明ですが、権利が和人に奪われたんだと思います。

また、ロシアとの間の樺太・千島交換条約締結（1875年）を機にサハリン南部から対雁ついでかり（江別市）への集団移住を強いた800名あまりの樺太アイヌのために、開拓使が石狩川に漁場を確保した例がありま

北海道の川サケをめぐる近現代のおもな動き

1868	王政復古（明治維新）	1939	石狩川牛別川（旭川）そばで製紙工場操業、廃液垂れ流し
1869	日本政府が蝦夷地を北海道と呼び変えて領土宣言。開拓使設置。場所請負廃止、漁場持へ移行	1945	太平洋戦争終結にともないアメリカが日本の北洋漁業を禁止
1875	政府が雑税廃止・海面公有制・海面借区制を布達。同年内に海面借区制廃止	1951	GHQが人工増殖から自然繁殖保護への転換を勧告
1876	漁場持制度廃止。開拓使がテス網、夜漁を禁止。石狩川沿いに樺太アイヌ共同漁場	1952	国立北海道さけ・ますふ化場発足
1877	開拓使が石狩缶詰所開設。開拓使が札幌借楽園に孵化施設	1964	「遼上親魚の4割が密漁されている」と記録。北海道内水面漁業調整規則制定
1878	開拓使が曳網以外の漁具禁止、支川禁漁。開拓使が別海缶詰所開設	1974	定置漁業者に人工増殖賦課金制度
1879	開拓使が千歳・勇払両郡のアイヌに勸農計画（実施せず）。茂辺地川に民営孵化場開設	1976	ソ連が200カイリ宣言
1880	開拓使が遊楽部川にサケ種育場開設	1977	アメリカが200カイリ宣言
1882	札幌県が豊平川・発寒川・琴似川をサケ種川に指定	1981	定置漁業者に漁獲制限制度
1883	札幌県が十勝川中上流を禁漁	1982	豊平川で第1回アシリチェブノミ
1886	千歳繁殖場開設。政府が漁業組合準則制定	1984	ソ連が母川国主義。北海道ウタリ協会総会で「アイヌ民族に関する法律（案）」を採択。「希望者への漁業権付与」条項を盛り込む
1888	北海道庁が北海道水産物取締規則。千歳中央孵化場創設	1986	北海道知事がウタリ協会などの儀式に初めて特別採捕許可
1892	大津川（現十勝川）でアイヌ集団がサケ漁場取り戻し請願運動	1989	公海流し網禁止。母船式サケ・マス漁業が操業停止
1894	北海道庁が「鮭鱒ノ浜上ル河川湖沼ノ漁業並鮭鱒ノ沖網漁業制限」	1993	北太平洋沖合さけ・ます漁業は公海域での操業が完全に禁止
1897	北海道庁が「北海道鮭鱒保護規則。自給のためサケ漁を禁止	1997	二風谷ダム訴訟判決が原告アイヌに先住民族としての文化享有権を認定。北海道旧土人保護法廃止、アイヌ文化振興法施行
1899	北海道旧土人保護法制定	2000	石狩川の旧花園頭首工に魚道設置
1901	漁業法制定	2005	北海道内水面漁業調整規則改正、特別採捕資格に「伝統儀式」を追加
1903	北海道漁業取締規則	2007	先住民族の権利に関する国連宣言採択
1905	ポーツマス条約締結	2009	国立さけ・ますセンターが石狩川本流サケ天然産卵資源回復試験
1907	北洋沿岸漁業再開	2016	ロシア200海里内のサケマス流し網漁業禁止
1910	漁業法改正	2019	アイヌ施策推進法施行。北海道警が紋別アイヌ協会の畠山敏会長らを「密漁」容疑で書類送検
1914	カムチャツカ沖で母船式サケマス漁業開始	2020	ラポロアイヌネイションがサケ捕獲権確認請求訴訟
1927	北海道鮭鱒孵化場の国費運営開始		
1933	北海道庁警察部警官が平取町の貝沢清太郎さんを「密漁」容疑で検挙		

す。1890年代まで維持されましたが、石狩町漁業組合に権利が譲渡され、1928年にはこの漁業権は消滅したもようです。

また多くはありませんが、アイヌ民族の個人が、和人と同じ手続きを踏んで許可を受けて川サケ漁を行なっているケースは当時からありました。

川サケ漁完全禁止へ

平取町二風谷の萱野茂さんが、『アイヌの碑』（朝日新聞社、1980年）に、お父さんのことを書いておられます。萱野さんのお父さんは、ふだんから季節になると近くの沙流川でサケを捕ってきて家族と食べていたのですが、ある日、家にやってきた警官に、家族の目の前で、「密漁者」として連行されてしまう。この時、お父さんが涙を流した場面を、萱野さんは何度も語っておられました（→p14）。子どもだった萱野さんの脳裡に深く刻まれた出来事だったんだと思います。事件が起きたのは1933年ごろのことですが、萱野さんのお父さんは、明治時代の1878年開拓使布達ではなく、この布達を引き継いだ新しい法令に違反している、として警官に連行されたのです。

1888年、北海道庁令として北海道水産物取締規則が出ています。「サケマスの河川捕獲は本流のみ、曳網による漁業のみ認める。夜漁は禁止」(15条)、「テス網禁止」

(16条)と、開拓使布達を引き継いでいます。17条には「自給のためのサケ漁は出願しなくてよい」とあるので、自給用なら自由に捕れると思いきや、続けて「禁止漁具を使ったり、自然繁殖やほかの漁業を妨害したりしてはいけない」とあるのをみると、自給用であれ、サケ捕獲をほぼ禁じているのに等しい内容だと思えます。この取締規則は後に改正され、罰則規定が設けられます。

ついで1894年、「鮭鱒ノ浜上スル河川湖沼ノ漁業並鮭鱒ノ沖網漁業制限」(北海道庁令第71号)が出ます。全道の河川や湖を1等～3等に区分し、等級ごとに範囲と期間を決めて、それぞれ河口部と河口周辺の海でのサケマス漁を禁じる措置でした。これらの河川湖沼では新規のサケマス漁業は当面許可しない、とも書かれています。

さらに1897年、北海道庁令「北海道鮭鱒保護規則」が出ます。条件を満たす者に限りサケマス漁許可を出願できると定め、役所が指定した場所で漁をする者とか、自然繁殖を保護する者とか、要件を挙げて出願者を絞り込もうとしています。全面禁漁とまではいかないまでも、範囲と時期を決めて禁漁にしたうえ、川での地引き網を規制したり夜漁を禁じたり、といった措置をとっています。人工孵化ふかとか天然産卵場造成とかの施設を作ることは認めていて、「人工孵化に用いる親魚や産卵後の魚

を捕ることは手続きを踏めばできます」と書いてあります。そのいっぽう、この規則の第10条は「鮭鱒ハ自用トシテ捕獲シ又ハ遊漁スルコトヲ得ズ」、つまりサケマスを自給用やレジャーのために捕ることを禁じる、と明言しています。「自給用のサケ漁が禁止されたのはいつなんですか?」という疑問に対して、これは非常に分かりやすい規則です。大規模な網を使う産業用の川サケ漁は、この時点ではまだ、許可数を限りつつも行なわれているんですけど、自給のサケ漁はここで禁じられました。

1901年に漁業法(旧法)が公布されると、1903年に改めて「北海道漁業取締規則」が作られ、従来の「北海道鮭鱒保護規則」はこのなかに取り込まれました。その後も漁業法改正に合わせて北海道漁業取締規則が出し直され、そのつど河川湖沼の等級も再指定されています。萱野茂さんのお父さんが「密漁だ」として連行された時、警察官が根拠にしたのはこの時期の規則だと思われます。

1951年の水産資源保護法制定に続いて、直後の1952年に北海道漁業調整規則

が作られ、最初に見た1964年の北海道内水面漁業調整規則によやくたどり着きました。

歴史は川ごとに違っている

アイヌ民族の権利回復に焦点を絞ると、1878年にアイヌ民族が自給用のサケを捕ることを開拓使が一方的に禁止したあたりには、一番根本的な問題があったのではないかと思います。現代においてアイヌの側から「サケを捕るのになぜ知事の許可を得なければいけないのだ?」といった問いが出てくるのは、このあたりが根源でしょう。ただ、それぞれの河川で、サケ漁のたどった歴史は相当な違いがあります。これから権利回復を目指したり、これからどうするかを議論するとき、「歴史は河川ごとに違っている」と意識することが重要だと思います。



やまだ・しんいち
北海道博物館歴史研究グループ学芸主査(近現代)

もっと知りたいときは……

- 山田伸一『近代北海道とアイヌ民族 狩猟規制と土地問題』北海道大学出版会、2011
- 山田伸一「千歳川のサケ漁規制とアイヌ民族」北海道開拓記念館研究紀要第32号、2004
- 山田伸一「遊楽部川へのサケ種川法導入と地域住民」同第36号、2008
- 山田伸一「札幌県による十勝川流域のサケ禁漁とアイヌ民族」同第37号、2009

日本の沖合・遠洋サケ漁業の拡大と縮小

1907年
 日露戦争ポーツマス講和条約（1905年）に基づき、日露漁業協約調印。〈広大なカムチャッカ半島の東西両海岸やオホーツク海沿岸において、日本人によるサケ・マス漁業が公的に認められたわけで、この漁業を目指す企業家が続出し、「北洋の宝庫」が急速にサーモン・ラッシュを日本にもたらして、北洋漁業の新しい歴史の一頁が開かれたのである。〉（岡本信男編『日魯漁業経営史第一巻』日魯漁業株式会社、1971）

1920年
 日本の北洋漁業基地になっていたアムール川河口の港町ニコラエフスクで、日本陸海軍守備隊と抗日バルチザンが交戦。軍民に死者多数、市街は廃墟に。

1932年
 母船式サケマス流し網漁法スタート。
 〈日本の漁獲が世界一を占める最大の理由は、遠くアリューシャン方面にまで出漁し、北太平洋の沖合水域でソ連極東地域の河に入るサケ・マスの他アラスカの河川に入るサケ・マスをも漁獲しているためである〉（田口喜三郎『太平洋産サケ・マス資源とその漁業』恒星社厚生閣、1966）

1951年
 サンフランシスコ平和条約調印後、アメリカ・カナダ・日本が「北太平洋の公海漁業に関する国際条約」締結。日本は東経175度以西の海域でサケマス漁業を再開。

1976・77年
 ソ連とアメリカが相次ぎ200カイリ漁業水域を設定。

2016年
 入漁料を払ってロシア沿岸200カイリ内で操業していた日本のサケマス流し網漁船撤退。

1945年
 〈日本を占領したアメリカ軍は、公海の大分における漁業活動を禁止した。北緯45度以北への出漁は、いわゆるマッカーサー・ラインによって許可されなくなった。〉（佐藤重勝『サケつくる漁業への挑戦』岩波新書、1986）

1993年
 「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」発効。北緯33度線以北の公海での商業捕獲を禁止。

1985年
 〈（昭和）60年の日ソ漁業協力協定では、溯河性魚類については「母川国」の第一義的利益および責任を日本が認めることになった。この年の割当は3万7600トン、漁業協力費42億5000万円であった。このようにして、北洋で発生した「サケはとる人のもの、という一連の歴史は、ひとつの節目を刻むことになった。〉（佐藤重勝、右掲書）

1992年
 北太平洋公海小型サケ・マス漁船違法操業事件摘発。〈この違法操業事件は、昨年5月に道内から出漁した小型サケ・マス漁船260隻のうち19t型船22隻が公海で操業しているところを米国の沿岸警備隊が空撮して発覚した。……捜査の過程で、19t型船88隻全船が公海への越境操業をしていた疑惑が深まり、漁獲量も小型サケ・マス全船で、日本とロシアで決めた割当量の9倍にも上った——などの違反が次々と明るみに出てきた。しかも、道は違反を黙認、漁獲量を改ざんして水産庁に報告していたことを最終的に認めざるを得なかった。〉（北海道新聞社説「行政責任こそ裁かれるべきだ」1993年1月29日）

Google Earth

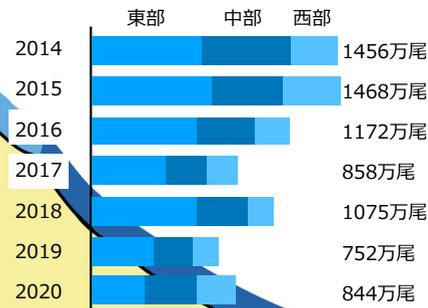
Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO
 Image Landsat / Copernicus
 Image IBCAO

北海道沿岸サケ漁業

グラフ1
沿岸捕獲数（日本海区）



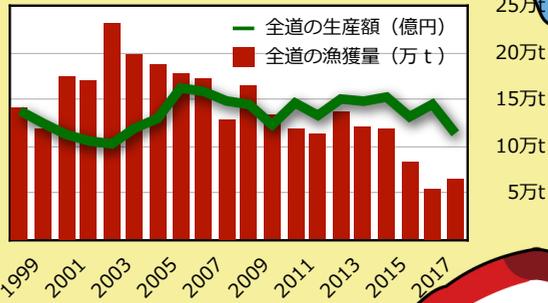
グラフ2
沿岸捕獲数（オホーツク海区）



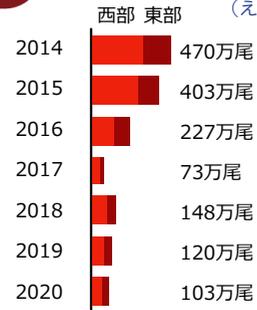
グラフ3
沿岸捕獲数（根室海区）



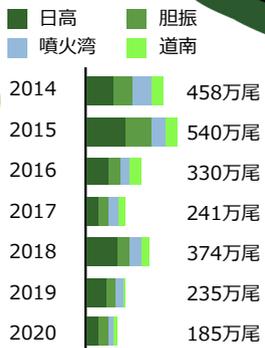
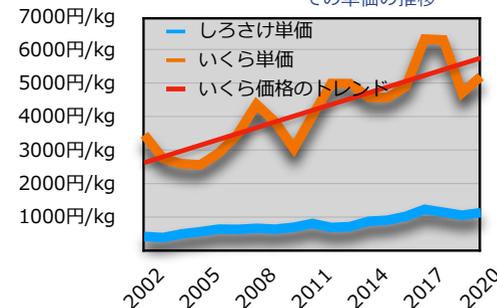
グラフ6
秋サケ定置の漁獲と生産額の推移（北海道）



グラフ4
沿岸捕獲数（えりも以東海区）



グラフ7
東京都中央卸売市場での単価の推移



グラフ5
沿岸捕獲数（えりも以西海区）

北 海道沿岸では毎年8月下旬から12月初旬ごろにかけて、秋サケ定置網漁が行なわれています。シーズンになると、北海道島の周囲3066kmの海岸線に沿って計1100カ統あまりの定置網がセットされます。最近20年の漁獲量（全道合計）をみると、2003年に5647万尾を記録してから減少に転じ、2020年度は1572万尾（速報値）でした¹。漁獲量は地域差が大きく、5つの海区別の捕獲数はグラフ1～5のとおりです。

北海道の定置漁業の生産額は、90%をサケが占めています。漁獲量と生産額の関係は複雑で、不漁時には需要増から単価が上昇して生産額を押し上げる場合もありますし、「豊漁貧乏」も起こります。1999年から2018年までの20年間では、秋サケ定置網漁の全道の総生産額は409億円～649億円で推移しています²（グラフ6）。

消費者の反応はどうでしょうか。東京都中央卸売市場の集計では、産地の不漁を反映して、サケの身もイクラも取扱量は減っています。鮮魚としての「しろさけ」の単価は、2000年代は平均550円/kgほどでしたが、2010年代は平均994円/kgに上昇。塩蔵品の「いくら」は、変動が激しいものの、2000年代に平均およそ3300円/kgだったのが、2010年代には平均およそ4900円/kgに上昇しました³（グラフ7）。

（平田剛士）

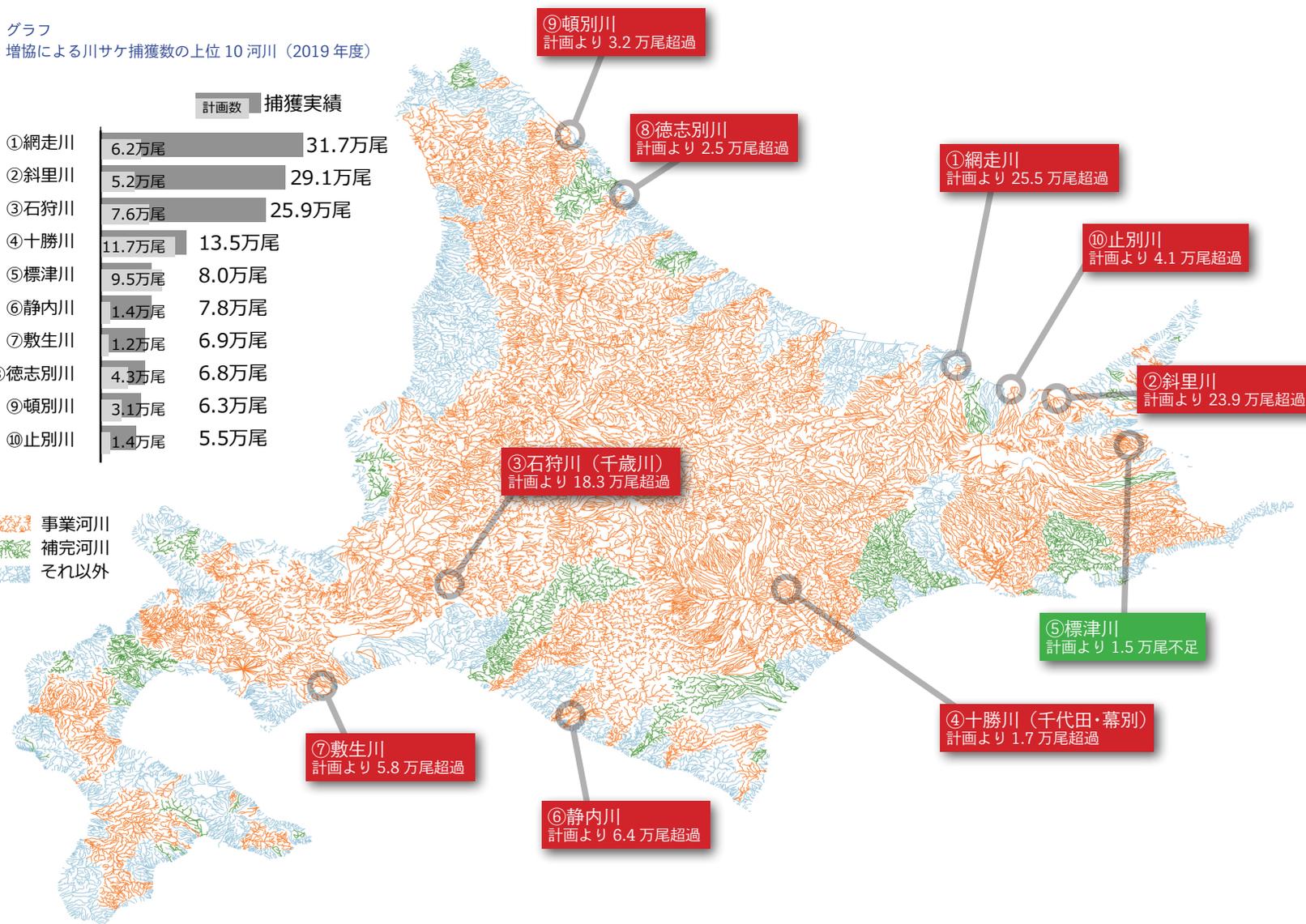
1 北海道漁業管理課「秋さけ旬報」各年度
2 北海道「北海道定置漁業の漁場等の有効活用の検討に係る懇談会」配布資料、2020
3 東京都中央卸売市場 市場統計情報（月報・年報）
<https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp>

人工増殖事業の川サケ捕獲

グラフ
増協による川サケ捕獲数の上位 10 河川 (2019 年度)

	計画数	捕獲実績
①網走川	6.2万尾	31.7万尾
②斜里川	5.2万尾	29.1万尾
③石狩川	7.6万尾	25.9万尾
④十勝川	11.7万尾	13.5万尾
⑤標津川	9.5万尾	8.0万尾
⑥静内川	1.4万尾	7.8万尾
⑦敷生川	1.2万尾	6.9万尾
⑧徳志別川	4.3万尾	6.8万尾
⑨頓別川	3.1万尾	6.3万尾
⑩止別川	1.4万尾	5.5万尾

 事業河川
 補完河川
 それ以外



北

海道さけ・ます増殖事業協会と全道9つの地域増殖協会（増協）は、全道で選んだ計110の「サケの川」を事業河川・補完河川と呼び、北海道の「さけ・ます人工ふ化放流計画」と、道知事の特別採捕許可にもとづいて、サケ親魚を捕獲しています。2019年度の捕獲数は雌雄合わせて233万6559尾でした^{1,2}。捕獲数には地域差があり、2019年度は上位10河川（グラフ）で全体の61%を占めました。

各増協は川ごとに計画捕獲数を設定していますが、実際の捕獲数とは格差があります。2019年度は、計画の2～6倍のサケを捕った川が20本あった一方、計画数に届かない川が30本ありました。北海道全体では、計画（130万840尾）の1.8倍の川サケを捕獲した計算です。

計画より余分に捕ったサケを、各増協は「不要親魚」と称して高価なイクラごと市場に売却しています。2019年度の売却代金（採卵・採精後の魚体やカラフトマスの分を含む）は9増協あわせて約9億3500万円でした。同年度の9増協の事業収入合計のおよそ2割にあたる額です。

単年度収支が赤字の増協もあります。過剰に捕ったサケの売却益を経費に充てる手法は、増殖事業が国営だった1980年ごろに始まりましたが、「水産資源保護法が禁じる川サケ商業捕獲ではないか」と疑問視する声もあります。（平田剛士）

1 公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会「第7事業年度事業報告書」2020
 2 (一社)根室管内さけ・ます増殖事業協会／(一社)宗谷管内さけ・ます増殖事業協会／(一社)十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会／(一社)胆振管内さけ・ます増殖事業協会／(一社)渡島管内さけ・ます増殖事業協会／(一社)日高管内さけ・ます増殖事業協会／(一社)日本海さけ・ます増殖事業協会／(一社)北見管内さけ・ます増殖事業協会／(一社)留萌管内さけ・ます増殖事業協会各「第7事業年度事業報告書」2020

北海道の野生サケと人工孵化放流

カムイチェブ・プロジェクト研究会での森田健太郎さんの講演録から

われわれがサケと呼んでいるものは、二つに分けることができます。一つは「放流魚」です。川に遡上した親サケを人が捕獲して人工授精させ、一定期間飼育した後、放流した稚魚に由来するサケのことです。一方、人の手を借りずに、サケ自身が本来の姿で自然産卵し、自然の砂利の中で育った卵から生まれたサケ、それが「野生魚」です。

現在の日本のサケ資源管理は、再生産はすべて人工孵化放流でまかなうことになっていて、サケたち自身の自然繁殖（自然再生産）は考慮されていません。沿岸に来遊したサケの8割～9割は沿岸の定置網によって漁獲され、定置網を逃れた残りの1割ほどが川にたどり着きますが、河口近くの捕獲場で1匹残らず捕獲してしまうというシステムです。川で捕った親魚、あるいは親魚から絞った卵を孵化場までトラッ

野生魚 wild fish	自然産卵で生まれた個体。両親が野生魚か放流魚かは問わない（見分けられない）。
放流魚 hatchery fish	孵化場から野外に放流された個体。人工授精に用いた親魚が野生魚か放流魚かは不明。
養殖魚 farmed fish	出荷されるまでずっと養殖場で飼育されている個体。数世代にわたり飼育されているものは継代飼育魚という。
天然魚 native fish	過去に人為的な放流の影響をほとんど受けておらず、遺伝的な固有性を有している個体。

用語の説明 ※これらの用語には別の定義もあります。

クで輸送し、孵化させて、1g以上という自然界ではあまり見られない大きな稚魚に育ててから、川に放流しています。北海道を含む日本は、多くの河川で長年にわたってこのようなシステムを続けてきたので、「もはや自然産卵で生まれる野生サケは存在しないのではないかとすら考えられてきました。しかし、大雨が降って川が増水すればサケはウライ（図）を越えて上りますし、ウライ設置前後の夏や冬なら上流の産卵場にたどり着くことができます。

石狩川水系千歳川では、孵化場から放流する稚魚（毎年3000万尾）の全個体に「耳石温度標識」がつけられています。そこで、親魚になって千歳川に帰ってきた個体を調べると、標識つきなら放流魚、標識なしなら野生魚と見分けがつきます。数を比べてみると、大部分が放流魚ですが、野生魚も毎シーズン確実に存在していました（グラフ1）²。とりわけ2008年は例年に



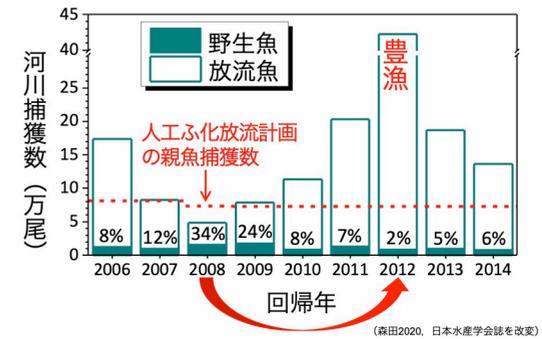
図 ウライ（のぼりヤナ）。撮影・森田健太郎氏。

比べて放流魚が減少し、比較的健在だった野生魚が3割を占めました。つまり、この年、千歳孵化場で生産された人工孵化稚魚の3割は「野生魚を親に持つ放流魚」だったわけですが、彼らが中心となって回帰してくる4年後、2012年は40万尾を超える豊漁でした。同年の野生魚の割合は2%とわずかでしたが、「この年の豊漁には野生魚も大きく貢献していた」と言えると思います。

近年は、生物多様性保全の観点からも野生サケに対する意識が高まっています。日本政府の「生物多様性国家戦略」(2012年)は、〈天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮したさけ・ます増殖事業を推進します〉と述べていますし、「生物多様性さっぽろビジョン」(札幌市、2013年)にも〈将来的には自然産卵によってサケの回帰が維持されることが理想〉と書いてあります。「豊平川で野生サケを増やそう」と目標を掲げて札幌ワイルドサーモンプロジェクトが誕生(2014年)したのも、社会変化を表していると思います。

この流れは国際社会で顕著です。「持続可能な漁業」で得た水産物を専門機関が審査して、認証されると商品に「海のエコラベル」を張ることができる仕組みの「MSC認証」が広がっています(→p44)。実は北海道の秋サケ漁業も何度かトライしたの

グラフ1 千歳川で捕獲したサケ親魚に占める野生魚の割合。



ですが、取得には至っていません。「野生魚を保全管理していないから」というのが落第の理由でした。

野生魚のポテンシャルを試算する

	放流魚	野生魚
卵から稚魚までの生存率	80～90%	10～20%
雌1尾あたりの稚魚生産数	2400～2700尾	300～600尾
雌1尾から生産される親魚数 (回帰率を3%と仮定)	72～81尾	9～18尾

上の表は野生魚と放流魚の「再生産効率」の試算値²です。確かに野生魚は分が悪い。それでも雌サケ1尾が無事に自然産卵したら、4年後には9尾以上が漁業の対象になります。これは小さな数字ではありません。

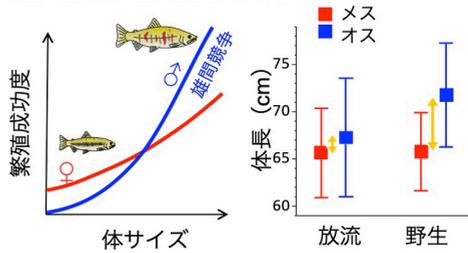
現在の道内孵化場での雌親魚の使用率は平均35%程度です。余った分は不要親魚と称して売却されているわけですが(→p37)、もしこの親魚をリリースして自然産卵を促したらどうなるでしょう？

孵化放流に必要なとされる親魚数、いわゆる「計画数」は全道合わせて約130万尾

です。これより多く、たとえば 300 万尾捕れた年は、差し引き 170 万尾が「不要」ですが、もしそれを川に戻して自然産卵できるようにしたら、最大約 5 億尾の稚魚が川で生まれる計算です。つまり、いま「不要」と呼んでいる親魚には、現在の放流数（毎年 10 億尾）を 1.5 倍に引き上げる潜在的ポテンシャルがあり、漁業資源を増加させる効果を期待できる、ということです。今後は産卵環境の再生に加えて、「稚魚だけでなく親も放そうサケマス増殖事業」を新しい標語にしたら、と私は思っています。

野生魚の存在意義は、それだけにとどま

グラフ2 体サイズと繁殖成功度の関係。



りません。自然界には自然の摂理、たとえば「競争」があります。多くの動物では雄の方が雌よりも大きい動物が多く、これは雌をめぐり雄同士の競争が関係していると考えられています。川で捕らえたサケの体サイズを比べてみると、放流魚も野生魚も雌より雄が大きい傾向にはあるのですが、私が調査した河川では、その差がより顕著

だったのは野生魚のほうでした（グラフ2）。自然産卵には競争が働くのに対し、孵化場での人工授精にはそれがありません。人工孵化には「無作為という作為」が働いていると考えられます。

われわれ人間は、サケ本来の生き様の DNA を絶やしてはならないと思います。北米では、サケ本来の生き様の DNA を守るため、放流魚と野生魚の DNA を融和させた資源管理方針が進んでいます。この方針では、自然産卵から孵化場への遺伝子の流れの割合を最大化させ、逆に、孵化場から自然産卵への遺伝子の流れを最小化することが目標です。野生魚/放流魚間の遺伝

子流動をコントロールし、遺伝的には野生魚に近い状態で放流魚生産も維持する、というコンセプトです。北海道のサケ増殖もこれに近い形に移行すべきではないか、と私は思います。

増殖計画から消えた「天然孵化」

ところでサケ増殖の歴史を振り返ってみると、実は日本もかつては野生魚を併用して孵化事業計画を立てていました。たとえば 1938 年ごろの計画³では、「人工孵化で 3 億 1500 万尾、天然孵化で 1 億 6500 万尾の稚魚を生産する」となっています。興

豊平川の野生サケを増やす

カムイチェブ・プロジェクト研究会での有賀望さんの発表から

札幌市豊平川さけ科学館は、秋に月 2 回ずつ豊平川の約 10km 区間を歩いて、サケの「産卵床」をモニターしています。サケの雌は、川底の砂利を掘って卵を産み、また埋め戻します。それを産卵床と呼び、水上からも見分けて数えることができるのです。

豊平川のサケたちは 9 月下旬ごろから 1 月上旬ごろにかけて順番に上ってきて産卵します。遡上数は比較的安定していて、雄雌合わせて毎年 1000 ～ 2000 尾ほどです。産卵床は下流域に多く、50 ～ 70% の親ザケが、J R 鉄道橋あたりからさっぽろテレビ塔やすずきのに近いあたりで産卵しています。

さけ科学館は 84 年の開館時から、カムバツ

クサーモン運動（1978 年～）の活動を引き継ぐ形で、自前の施設で孵化放流事業を行なっています。つまり現在、豊平川には野生魚と放流魚、生まれ育ちの違う両方のサケがいます。

1985 年以降、自然産卵由来の野生魚が豊平川で命をつないでいましたが、どれくらいの割合で野生魚が含まれているのか不明でした。そこでまず実態を調べることにしました。2004 年から 8 年がかりの標識調査の結果、「豊平川に戻ってくる親ザケの 7 割は野生魚」という事実が判明しました。1950 年代、河川汚濁にともないサケが姿を消してしまった豊平川ですが、水質改善と移植放流の結果、自然産卵で世代交代するサケたちが再び中核を占めるように

産卵環境復元作業にあたる SWSP メンバーたち。2018 年 10 月 5 日撮影。



なったのです。

2014 年、科学館を事務局に立ち上げた「札幌ワイルドサーモンプロジェクト（SWSP）」の一番の目標は、「豊平川の野生サケを増やす」です。かといって、いきなり放流ゼロに切り替えるのはリスクもあるので、回帰数を見ながら放流数を変える「放流数の順応管理」を採用しています。ひとまず放流数を従来の半分以下（約 8 万尾）に減らし、もし親ザケの回帰数が 1000 尾を下回る年が続いたら 20 万尾に戻す、というやり方を 2016 年から試しています。

また河川管理者（国交省）や工事業者と協働で、産卵環境改善工事に着手しています。かつては流れがあって産卵が見られたのに、土砂で

埋まってしまった分流を復元したり、固まってしまった川底を重機で耕したりする工事ですが、工事後間もなくサケたちが産卵するようになっています。

大勢のアイヌの人たちが毎年集まってアシリチェブノミを開催し、大都市であるにもかかわらず野生サケが世代交代している、こんな札幌・豊平川ならではの「サケ文化」を、いっそう高めることができたらと願っています。

（あるが・のぞみ SWSP 共同代表、札幌市豊平川さけ科学館学芸員）

味深いのは、この計画では卵数に対する稚魚放流率を90%、卵数に対する稚魚孵化率を20%と見積もっていて、最近の研究で推定された値とまったく同一だったことです。「稚魚数に対する漁獲率1%」は、現在は回帰率と呼ばれていますが、当時は低めに想定されていたようです。

太平洋戦争(1941-45年)を挟んで1958年度のさけます増殖事業計画でも、「人工孵化と天然繁殖を併用する」「河川は性状によってA=人工孵化河川、B=天然孵化河川、C=併用河川に区分する」と記されています。人工孵化のために47万5400尾のサケを捕獲し、4万9600尾が密漁等被害数、天然繁殖見込みは2万4950尾、と概算されていました。

水産庁北海道さけます孵化場が年度毎に策定する「さけます増殖事業計画書」を過去にさかのぼって調べたところ、1977年度まではくさけ・ます資源は従来から積極的な人工孵化と天然繁殖の保護助長対策と

の併用によってその維持を図っている」と記されていました。「天然繁殖の保護助長」対策として〈河川工事、砂利採取および電源開発等により、天然産卵床が近年荒廃傾向にあるので、これを防止するため、北海道開発局、北海道および現地土木関係者等関係機関と密接な連絡をとり、適宜関係庁とも折衝して産卵床の保護につとめる〉と具体的に書いてあり、現在のSWSPの取り組みと同じでは?と思うほどです。

ところが翌78年以降は計画書から「天然繁殖の保護助長」が消え、「放流数の増大」が基本方針となって現在に至っています。1970~80年代は治水・利水などの公共事業の最盛期で、サケの産卵環境も悪化した時代です。そんな環境下でも資源を作られてしまう人工的な「放流」が、なんだか「河川開発の免罪符」になってきたかのようにも思えます(グラフ3)。

野生サケを脅かすもの

欧米では、野生のサケ類を減少させる人為的要因として、大きく4つが挙げられています(次ページ)。頭文字を取って「4つのH」と呼ばれたりしています。

1~3は、直観的に理解しやすいと思います。でも4つめのH=孵化放流は、そもそも魚を増やそうという「善意」で行なわれてきた行為ですから、それが減少要因に挙げられていることに違和感を覚える人も

野生サケを減少させる4つのH

1	生息地の破壊・汚染	Habitat
2	漁獲圧力	Harvest
3	ダムによる影響	Hydropower
4	孵化放流	Hatchery

多いことでしょう。

しかし懸念は大きいのです。まず、孵化放流によってサケが人工環境に適応してしまい、家畜化ならぬ「家魚化」が遺伝子レベルで生じていると考えられること。また、大量放流される放流魚と在来野生魚との間で深刻な競合が起きています。人工孵化一辺倒の増殖事業が川で大半の親魚を捕獲していることが、サケたちから自然繁殖の機会を奪い、野生魚減少に直結してします。

過去半世紀ほどをふりかえりながら北海道のサケの現状を診断すると、河川水質はかなり改善されてきました。ダムの問題も、一部でスリット化や魚道設置が進むなど改善傾向にあると思います。いっぽう漁業や増殖名目の捕獲圧はあまり変化がみられません。

野生サケを尊重しながら利用する

最後に、アイヌ民族のサケ漁について議論するために、いくつか論点を挙げてみます。

ここまで提案してきたような、自然産卵

する野生サケを尊重しながらサケ資源を利用する、という新しい方法は、サケをカムイチェブと呼んで尊重するアイヌ民族の精神や文化にも合致するのではないかと個人的に考えているのですが、アイヌのみならずにご意見をうかがいたいところです。

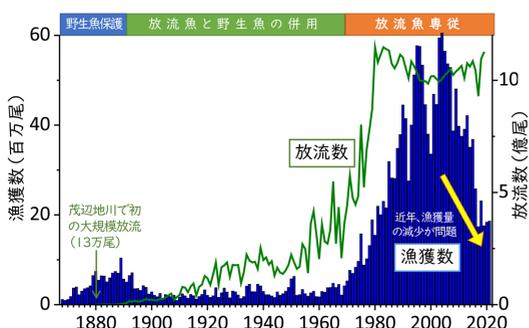
また今後、アイヌの方々によるサケ捕獲が進むのなら、やはり資源管理が必要になってくると思います。資源管理というと大層に聞こえますが、案外簡単に実現できるかもしれません。たとえば、川でサケを捕る場合、あらかじめ毎シーズンの捕り残し数=自然産卵する親魚の数を決め、それ以上は捕らない、というルールにするのです。目標となる産卵密度——河床1m²あたり1ペアなど——を定めて、繁殖地を見回りながらそれを維持しながら漁をするのです。

これが実現できたら、それは「持続可能な資源管理」そのものです。和人のサケ漁が取得できなかったエコラベル(MSC認証など)を取得すれば、環境保全への配慮をアピールできるし、獲ったサケを加工・販売などする場合、商品の付加価値になるかもしれません。



もりた・けんたろう
SWSP 共同代表、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林園ステーション准教授

グラフ3 サケ増殖の歴史



1 森田健太郎、大熊一正「サケ：孵化事業の陰で生き長らえてきた野生魚の存在とその保全」『魚類学雑誌』62巻2号、2015
2 森田健太郎「サケを食べながら守り続けるために」『日本水産学会誌』86巻3号、2020
3 半田芳男「北海道に於ける鮭鱒孵化事業」『陸水学雑誌』8巻3-4号、1938

国際認証制度の可能性

カムイチェブ・プロジェクト研究会での西原智昭さんの発表から

認証制度をひとことで説明すると、環境・経済・社会配慮型の資源開発、およびその製品・商品にお墨付きを与える仕組み、となります。経済活動ではあるけれど利益優先ではなく、自然環境や人間社会にちゃんと配慮し、自然・経済・人間社会の3つのバランスを取りましよう——というのが根源の価値観です。

このうち「社会配慮」で最も重視されるのが社会的弱者に対する配慮です。先住民族への配慮をはっきりうたっている認証制度もあります。開発現場から流通経路を経て最終商品にいたるまでの透明性、トレーサビリティ（問題が起きたときに遡及して原因を特定できること）が確保されているかどうかも重要です。認証取得済みの開発業者やメーカーに対し、その後も基準を満たし続けているかどうか、第三者機関が定期的に審査して、もし基準に達していなければ認証を剥奪する、そういう厳しい制度になっているものが信頼できると思います。

FSC (Forest stewardship council) は森林に関する国際認証制度です。また MSC (Marine stewardship council) は、水産業者に対して認証審査を行ない、合格すると、鮮魚や加工品など最終製品にこの「海のエコラベル」を張ることができます。

FSC と MSC には、共通の三大原則があります。「持続性の担保」「生態系への影響の最小化」、そして労働者・地域住民といった「周辺社会への配慮」です。特に FSC 認証では、もともとその森に依存してきた人たち＝先住民へ



の配慮が認証条件として明記されています。MSC のほうは、「持続可能な漁業管理、食糧供給を漁業に依存し、あるいは漁業で生計を立てている人々の権利を守るための明確な法や慣習を尊重、論争解決のための適切なメカニズム」を準備しているかどうかを認証条件に掲げていて、先住民族に対する配慮は、この中に含まれてくると考えられます。

たとえば紋別アイヌ協会の畠山敏会長は漁業者ですが、まずそうしたアイヌ・コミュニティ自身による MSC 認証取得が考えられます。また和人漁業者が MSC 認証を取得した場合でも、その漁業区内や周辺に住んでいる先住民族アイヌとの協議によって、何らかの形でアイヌのサケ漁業権を確保できるかもしれません。MSC 認証は社会配慮を義務づけているので、日本の法令の許す範囲内で、アイヌに対する「配慮」はありえます。

認証制度は、完璧ではないにせよ、国策から離れて、民間レベルで問題解決の可能性を探れるんじゃないかと思います。先住民族のサケ漁業権確保につながる可能性はあると思います。

(にしはら・ともあき 星様大学特任教授)

サケって こんなお魚

北太平洋から北極海にかけての広いエリアに分布しています。一生のほとんどを海で過ごしますが、親魚は子孫を残すために必ず川を遡ってきます。アジア側では朝鮮半島東部からロシア・シベリアのレナ川ま

で、北米大陸側では米国カリフォルニア州サクラメント川からカナダ・ノースウエスト準州マッケンジー川までの間の川で遡上がみられます。日本列島はサケの生息南限に位置し、太平洋側は本州島の利根川以北、日本海側で山口県以北の川に恒常的に上ってきます。数が多いのは本州島東北地方と北海道島です。

自分が生まれたのと同じ川に帰って繁殖行動をとる「母川回帰性」があります。遡上時期や成熟年齢などに、繁殖地ごとによそとの違いが認められ、河川はもちろん、同じ河川であっても、繁殖地や遡上時期ごとに異なる個体群を形成しています。

日本系サケは、秋から冬にかけて川を遡上し、雌親魚は通水性の高い砂礫の河床を選んで産卵床をこしらえ、一腹 2000～3500 粒を数カ所に分けて産卵します。孵化した子どもは、しばらく川で流下昆虫などを食べて過ごした後、春までに降海します。

一方、親魚が孵化場に運ばれ人工受精で生ま



撮影・森田健太郎氏

れた子どもは、人工配合飼料で体長 5 cm 前後まで育てられてから川に放流されます。

いずれも 7 月末ごろには沿岸を離れ、オホーツク海に移動します。冬が近づくと西部北太平洋へと南下して春を待ち、初夏までにアリューシャン列島から中部ベーリング海にかけての海盆付近に分散します。二度目の冬はアラスカ湾で越し、その後は夏の索餌海域(ベーリング海)と越冬海域(アラスカ湾)を行き来しながら育ちます。

最大級のサケは尾叉長 1 m、体重 11kg を越えます。日本系サケでもっとも多いのは 4 年魚(海洋年齢 3 年)で帰帰するタイプですが、北海道のオホーツク沿岸で 9 年魚が漁獲されたこともあります。

サケは一生に 1 度だけ産卵する繁殖様式をとり、川で繁殖活動を終えたサケはすべて死にます。

(平田剛士)

水産庁/水産研究・教育機構「令和元年度 国際漁業資源の現況 62 サケ(シロザケ)日本系(Chum Salmon, *Oncorhynchus keta*)」(2020)、水島敬博・鳥澤雅監修、上田吉幸・前田圭司・嶋田宏・鷹見達也編「漁業生物図鑑 新北のさかなたち」(北海道新聞社、2003)を参照しました。

北アメリカの先住民族と漁業権

カムイチェブ・プロジェクト研究会での広瀬健一郎さんの講演録から

カナダ

カナダの先住民族の権利の法的根拠は何か。前提として踏まえておきたいのは、1982年カナダ憲法 (Constitution Act, 1982) の次の条文です。

1982年カナダ憲法 第35条

1. カナダの先住民族の現に有する先住民権及び条約上の権利は、ここに承認され確定される。
2. この法律において、「カナダの先住民族」とは、カナダのインディアン、イヌイット及びメティスをいう。
3. 第1項における「条約上の権利」には、土地請求紛争の和解により現に存在する権利又は土地請求紛争の和解により獲得される権利が明らかに含まれる。

(以下略)

「条約」とあるのは、先住民族の立ち退きとそれに対する補償について、英国君主などと各地の先住民族の首長らとの間で締結された条約を指します。1701年から1923年の間に70もの条約が締結され、歴史的条約と呼ばれています。近年、土地権をめぐる、連邦政府および州政府と先住民族自治体の間で締結される協定も条約とみなされ、現代条約と呼ばれています。

サケをめぐる先住権裁判

もうひとつ大事なのが「カルダー事件判決」です。ニスガ民族のカルダー氏が、ニスガ民族議会とともに、ブリティッシュ・コロンビア (BC) 州を相手に闘った行政訴訟で、最高裁判所が1973年に下した判決のことです。

BC州におけるインディアンの……土地権原の根源は、入植者が到来した時、インディアンがそこに存在し、インディアンの祖先が数世紀にわたって行っていたように、社会の中で組織化され、土地を占有していたという事実にある。……

Calder v. Attorney General of B.C. [1973] R.S.C.313

当時は、1982年カナダ憲法の制定前です。先住民族の権利は法律上は保障されていませんでしたが、カルダー判決以降、国や州と条約を結んでいない先住民族には土地権が存在する可能性があると考えられるようになり、先住民族の側にも、国や州の行政側にも、先住民族の土地権をめぐる議論が広がっていきました。

次ページに掲げたのは、カナダの先住民

カナダの先住民族の漁業権をめぐる主な事件と判例

スパロー事件 1984 訴訟 1990 判決
ムスキアム民族のスパロー氏は「インディアン食糧用漁労免許」が定める規格より大きな網で漁労し、逮捕された。同氏は容疑を認めるも、同規制は1982年カナダ憲法第35条違反で無効だと主張した。一審有罪、二審無罪、カナダ最高裁無罪判決。規制の違憲性については証拠不十分で差し戻し。
R. v. Sparrow [1990] 1 S.C.R.1075

コーテ事件 1984 訴訟 1996 判決
アルゴンキン民族のコーテ氏は、同胞の青年たちに伝統漁法を教えようと、ケベック州公設狩猟・採集・漁労区に自動車通行料を支払うことなく入場し、サケを捕獲して逮捕された。同氏らは1982年憲法第35条が保障する先住民権および条約権 (1763年のスワガッチ条約) を根拠に「漁業法や通行料制度は無効」と主張。カナダ最高裁は土地権は認めなかったが漁業権は認め、漁業法違反については無罪、通行料未払いについて有罪判決。
R. v. Côté [1996] 3 S.C.R. 139

ビート事件 1987 訴訟 1996 判決
ストロー民族のビート氏は、「インディアン食糧用漁労免許」のもとで捕獲したサケ10尾を販売したことで逮捕された。一審は、ストロー民族はマーケット制度をもたず先住民権にサケの販売は含まれないとして被告有罪。二審は、サケの販売は先住民権に含まれるとして無罪。三審有罪。カナダ最高裁は、サケの販売はストロー文化にとって不可欠な要素であるとは言えないとして有罪判決。
R. v. Van der Peet [1996] 2 S.C.R.507

アダムス事件 1982 訴訟 1996 判決
モホーク民族のアダムス氏が、免許なくパーチ (スズキ目の魚類) を捕獲し、ケベック州漁業規則違反で逮捕された。国はモホーク民族に特別許可証を発行していたが、同氏は申請せず、許可地区から15km離れたセント・フランシス湖で漁をした。セント・フランシス湖はモホーク民族が占有してきた土地ではないことから、国は「同地にはモホーク民族の先住民権は存在しない」と主張した。カナダ最高裁は、土地権のない場所であっても、過去に同湖で生活のために漁労をしていた事実があることをもって漁業権が存在すると認定し、被告無罪。
R. v. Adams [1996] 3 S.C.R.101

グラッドストーン事件 1988 訴訟 1996 判決
ヘイルツック民族のグラッドストーン氏が、太平洋ニシン漁規則の定める免許なくカズノコを販売しようとしたとして、漁業法違反にて逮捕される。グラッドストーン氏は、この規則は1982年憲法第35条を侵害するものだと主張した。カナダ最高裁は、カズノコの販売はヘイルツック民族の伝統文化に不可欠なものであると認定し、無罪。
R. v. Gladstone [1996] 2 S.C.R.723.

族の漁業権をめぐる主な事件と判例です。カナダの先住民族は、これらの事件を通じて先住権の中身を明らかにしてきた面があります。これは紋別アイヌ協会・畠山敏会長の「(日本の法律に従わずにサケを捕って)あえて逮捕されることで先住民族の権利の保障をめざす」という言葉と通じるものです。

先住民族の漁業権とは何か？

カナダでは、こうして先住民族の権利が明確になるにつれ、先住民族の漁業権も次第に具体化してきました。スパロー事件判決で、最高裁判所は、先住民族の権利の対象を食糧の確保に限定せず、社会活動や儀礼活動に必要な魚の捕獲も含むべきだ、と判断しました。判決文には「漁業権は伝統的な財産権ではない。先住民族の漁業権は集団的権利であるとともに、文化と民族の存在を維持する権利である」「初期のムスキアム社会におけるバーター交易の実践は、商業目的の漁業に対する権利として、復興され得る」ともあります。

1982年カナダ憲法第35条1項にある「現に有する」の語について、同判決は「世代を超えた発展を認めるべく、柔軟に解釈されなければならない」として、先住民族だからといって古来の伝統漁法にこだわる必要はない、という考え方を示しています。また「このような権利が原始的

な単純さや活力におけるものというよりも、現代的な形態において承認されているものであることを示唆している」という憲法解釈を示しました。2004年、ハイダ・ネイションとBC州が争った裁判の最高裁判決(Haida Nation v. British Columbia, [2004] 3 S.C.R. 511, 2004 SCC 73)では、先住民族が権利を「現に有する」ことが法的に確認されていない段階であっても、「国は先住民族と交渉する義務がある」との決定が出されました。

国と先住民族自治体の新たな関係

こうして先住民族の権利としての漁業権が次第に承認されてくると、今度はどうやってそれを保障していくかが問題になります。

カナダにおける対応のひとつは法律の制定や改正です。たとえば「先住民族共同漁業ライセンス規則」は、国と先住民族自治体が共同で漁業ライセンスを発行する、という仕組みを定めたものです。またBC州は、「内水面リクリエーション漁業ライセンス」という制度を設けて、BC州民でインディアン法で定義されるインディアンであれば、だれでも州内の内水面で免許なしに釣りができるという仕組みをつくっています。

もうひとつは、先住民族自治体と州・国との間で協定(条約)を結ぶやり方です。

当該の先住民族自治体にはこういう権利があります、ということ具体的に細かく詰めていくわけです。ただ、合意に至るはなかなか大変で、カナダの先住民族自治体は560ほどあるかと思いますが、その中でこの協定の「最終合意」に至っているのは、現時点でほんのごくわずかです。

たとえば、ニスガ条約の場合、1991年に「大筋合意」に達した後、第2段階の「原則合意」を経て、第3段階の「最終合意」が結ばれたのは1998年でした。その「最終合意」を実行するための法律を州政府・連邦政府が制定したのは、それぞれ1999年と2000年です。

協定の中には、「最終合意」にいたって法律が制定されてもなお、実際には施行されていないものもあり、必ずしもうまくいっているものばかりとは言えません。しかし、先住民族自治体と州・連邦政府が協

議をして合意したことを実行していくという枠組みは評価できると思います。

ニスガ条約では、漁業に関して、ニスガ漁業管理プログラムが策定されています。先住民族がサケを自由に捕れるようにするというだけでなく、サケを含むさまざまな魚類の保全管理に関するプログラムが組み込まれています。魚類の保全管理体制を維持するために、ニスガ・ネイションの中に専門家を育てる教育的なプログラムまで含まれているのが、興味深いと思います。

カナダの事例をみてみると、先住民族の文化の核は、自分たちで捕獲したサケによって営まれる生活そのものだと思います。自家賄いにとどまらず、「商業利用まで含んで初めて文化の継承が可能になる」と、カナダの多くの文献が語っています。

ひろせ・けんいちろう
鹿児島純心女子大学人間教育学部准教授



FAQ

カムイチェブ・プロジェクト研究会のディスカッションから

小坂洋右(ようすけ) (新聞記者)

カナダ先住民の漁業権裁判は、有罪になったり無罪になったり、判断が非常に揺れています。判決が蓄積されてこの分野の研究が進んだ面はあるでしょうか？

広瀬健一郎

個々の具体的な事件の裁判を通して、それが次第に明確になり、法令に反映されてきたと思います。単に裁判官だけが考えたというより、法学者や人類学者をはじめ

め多くの専門家が裁判に関わって議論を深めてきています。カナダ最高裁の判決文には学術論文からの引用文がたくさん見られますし、具体的な事件の裁判を通して法的議論が進んだと思います。

守谷賢輔（福岡大学法学部准教授）

1982年憲法ができた時、「先住民の権利」の内容は明確にされていませんでした。先住民の側は何より「自治権」を要求しており、憲法改正でそれを明記するよう主張してきましたが、ミーチレイク合意(1987年)という憲法修正案は実現しませんでした。そうした中、自治権を含む先住民の権利の具体的な内容は訴訟の場に委ねられるようになります。例えば、漁業権について言うと、法律で定められた規制に反し、あるいは免許を持たずに行ったことで起訴された事案で、先住民の漁業権は政府が認めようと認めまいが、先住民がもともと持っている権利であるから政府が作った漁業規則などの規制に服さない、という主張が展開され、裁判所がそれに対する判断を示してきました。この点は、紋別アイヌ協会の藻鱈川事件と類似しています。カナダ最高裁は、憲法で保障される先住民の権利とは何か、その権利はどのような場合に政府の制約に服するのかを明確化してきました。1990年代には先住民の権利や先住民の条約上の権利 (treaty right) に関する重要な判断が示されていきます。そして2000年代には、

先住民が伝統的に自らの領土であると主張してきているが、いまだ土地権 (aboriginal title) が立証されていない土地で、政府が企業の開発行為の免許を発給することをめぐって訴訟が展開されています。ハイダ・ネイション事件で最高裁は、先住民の土地権が立証されていなくても政府には先住民と協議する法的義務がある、という判断を下しました。紛争が裁判に持ち込まれる前に、政府は先住民と交渉して解決を図るべき、という方向性が示されました。

向井 徹（放送記者）

そもそも1982年カナダ憲法が「先住民の権利保障」まで踏み込んだ理由は何ですか？

守谷賢輔

政府が1969年に「インディアン白書」で、先住民に対する特別な政策を終了することを提案し、先住民がこれに強く反対しました。そして1973年にカルダー事件で最高裁が土地権の存在を認めたことを契機に、政府は先住民政策のあり方に変更を迫られます。これまで収奪してきた土地の返還や補償の問題が生じる可能性が出てくることになるためです。



アメリカ先住民の権利保障

小泉雅弘（さっぽろ自由学校「遊」）

アメリカ先住民のサケ漁について教えて下さい。

藤野^{ともあき} 知明（ドキュメンタリー作家）

2017年5月から6月にかけて、浦幌アイヌ協会（現ラポロアイヌネイション）の差間正樹さんたちと一緒に、アメリカ北西部のワシントン州を訪ねて、地元でサケの民と呼ばれている先住民の人たちとお会いしました。最初に訪問したのはマカ・トライブの町です。この地方の沿岸では、20の「条約トライブ」の人たちが漁業委員会を構成しています。委員会は、ただサケを捕るだけではなく、資源がどれほどあるか、研究者を雇用して調査し、資源を残していくための研究も行なっています。続いてロウワー・エルワ・クララム・トライブを訪問しました。2014年、地元のエルワ川で古いダムを爆破撤去する活動を成功させたトライブです。約100年前に造られた発

電ダムですが、そのせいで相当の数のサケが上流に遡上できなくなっていました。電力供給を止めてでもダムを撤去しよう、という判断をした人たちです。

小泉雅弘

ここでは、トライブのサケ漁の権利はどのように保障されているんですか？

藤野^{リザベーション} 知明

僕の認識では、その居留地の中では、もちろんトライブの人たちに権利があるわけです。居留地の外に関しては、連邦地裁のボルド判決（1974年）が「入植者と先住民の権利は50:50」と明確に示しました。トライブ以外の人たちも、入漁料を払って、居留地の中で魚を捕ることはできるそうです。ようするに、①居留地内でトライブの人が捕る、②居留地内で入植者がトライブに入漁料を払って捕る、③居留地外でも先住民と入植者に50:50ずつ権利がある——の3パターンがあるということです。「50:50」が具体的にサケ何尾ずつのことな

Keyword

〈ファースト・ネイションズ (First Nations) は、カナダの先住民 (Indigenous peoples) のうち、メティスおよびイヌイットを除いた人びとを指す用語です。現在カナダとなっている土地のもともとの住民で、やがて始まるヨーロッパ人による接触・入植・交易に最初に直面することになりました。〉

(The Canadian Encyclopedia / Historica Canada 2021年3月24日閲覧・抄訳)

〈「トライブ」(tribe) は……アメリカでは「先住権という権限の主体としての集団」と解されており、民族学的な「部族」とは異なっている。〉(市川守弘『アイヌの法的地位と国の不正義』寿郎社、2019)

のかは、資源状態を調べないと分かりません。そこで、先ほど触れた北西インディアン漁業委員会が、孵化場の仕事だけでなく、そのための調査や調整を担っていました。

長岡麻寿恵（弁護士）

ボルド判決では、インディアン・トライブが連邦政府と締結した条約の文言の解釈が問題となりました。条約には居留地外であっても、インディアンには「いつもの慣れた土地や持ち場で、領域のすべての市民と共有して魚を獲る権利」が認められるとされていました。この「共有する」という文言を「50%ずつ」と改めて解釈したのがボルド判決です。1979年の連邦最高裁判決では、この条約について、捕獲高の50%を上限として標準的な生活をまかなうのに必要な量の魚を獲る権利をインディアンに認めています。

小泉雅弘

ボルド判決の「50%」というのは、商業目的の捕獲であっても構わないんですね？

長岡麻寿恵

もちろんです。ボルド判決でインディアン・トライブの漁業権が捕獲高の50%と認められたのは、インディアンと連邦政府の条約の解釈に基づくものです。連邦最高裁が今年（2020年）7月のマクガート判決で、オクラホマ州のほぼ半分を居留地と認めた

のも、条約に基づくものです。

藤野知明

インディアン事務局（BIA）のサイトによると、連邦政府が認定しているアメリカン・インディアン・トライブとアラスカ・ネイティブ・ビレッジは、現時点で574あるそうです。その大半が連邦政府と条約を結んでいます。それに対して、日本政府は明治以降、一度もアイヌ・コタンと条約を結んでいません……。

長岡麻寿恵

アメリカ・インディアンの狩猟漁業採集権は条約に規定がある場合が多いのですが、条約がなくても、インディアンには、先住民として先祖伝来の土地の利用権（Indian title, aboriginal title）が認められています。その権利は、土地の水や木材などの自然資源を利用する権利や、漁業狩猟採集の権利を含みます。今から約200年前、連邦最高裁判所のJ・マーシャル長官は、有名な3つの判決——マーシャル三部作（1823-32年）において、国家の構造の中にインディアン・トライブをどう組み込んでいくか、その判断を示しました。最初のジョンソン判決（1823年）は、インディアン・トライブに土地所有権・譲渡権があるかどうか争われた裁判の判決ですが、マーシャル長官は、インディアン・トライブは土地を自らの意思により望む相手に譲

More Info ボルド判決って？

アメリカ連邦地裁のジョージ・H・ボルド判事（1903-1984）が、先住民の漁業権をめぐる訴訟で下した1974年の判決のことです。

アメリカ西部開拓期の19世紀後半、合衆国連邦政府は、入植者たちに土地を分譲するために、先住民を立ち退かせる政策をとります。連邦政府は各インディアン・トライブに対し、「トライブは土地の半分以上を連邦に譲渡する」「連邦政府は居留地と呼ぶ区画を設け、トライブの人びとはそこに集まって住む」といった約束を連ねた条約を結んで、履行を迫りました。

アメリカ北西部の太平洋沿岸には「サケの民」を自称するいくつものトライブの人びとが暮らし

ています。ワシントン州に属することになったそれらトライブも1850年代以降、そんな不平等条約を結ばされて居留地以外の土地を連邦政府に明け渡しましたが、条約の文言には、インディアン部族には、居留地外でも「いつもの慣れた土地や持ち場で、領域のすべての市民と共有して魚を獲る権利」が認められる、とありました。

その後、非インディアンによる大規模な商業サケマス漁や缶詰業の拡大、またスポーツ・フィッシングの普及などによって、流域のサケマス資源は減少してしまいます。条約から100年ほど経過した20世紀半ば、ワシントン州政府は、インディアンに対しても非インディアンと同じく州法

で規制し、居留地の人びとが居留地の外で伝統的漁法でサケを獲る行為を「密漁」として摘発しました。おりしもアメリカン・インディアン運動が燃え盛った時期で、逮捕をいとわず漁を強行するトライブのデモ活動と法廷闘争は「魚戦争」と呼ばれるほど社会の注目を集めました。

トライブ側は、インディアン法に従ってインディアンの権利を保護する義務を果たすよう連邦政府に求め、裁判は連邦政府と州政府が争う形になりました。魚戦争の一連の裁判で、「(魚は) 領域のすべての市民と共有する」の文言を、「50%ずつ」とはっきり判決したのは、ボルド判事が初めてでした。（平田剛士）

渡する権利は失ったが、「占有を保持する正当かつ法的な請求権」を持ち、自由裁量によって土地を利用することが認められてきたと判示しました。つまり、この権利は連邦政府が承認することによって認められる権利ではなく、連邦政府成立以前から先住民が土地を利用占有してきた事実に基づく権利だということです。また、ウォーセスター判決（1832年）では、インディアン・トライブを「別個の独立した政治共同体」と規定し、州法にはトライブへの強制力はなく、州とトライブは全く別個の共同体であり、インディアン・トライブとの交渉は連邦政府にある、と判示しました。いわゆ

る「発見理論」についても、ヨーロッパ諸国の「発見者」相互を規律するものであって、既に居住し権利を有していた先住民には影響しないとしています。つまり、これらの判決により、①インディアン部族は連邦憲法上の外国ではないものの、国内の従属的ネイションとして自己統治の権利を有していること、②インディアン・トライブはその先祖伝来の土地について、政府の承認によることなく、土地を占有し利用する権限（Indian title, aboriginal title）を有していること——がアメリカのインディアン法上、確立しているのです。

提言・北海道の新しいサケ管理

サケ管理というと、漁業のコントロールとか増殖方法とかいった「資源管理」を思い浮かべてしまうかもしれませんが、わたしたちカムイチェブ・プロジェクト研究会は、その前にまず、自分たちの社会がサケをめぐるどんなふうになっているのか、これまでの経緯をかえりみることから始めたいと思います。

「サケと人」の歴史を共有しよう

ために最近の数世紀を大づかみにしてみよう。

日本列島では、遅くとも14世紀にはサケは貴重な交易品として扱われ、主産地(北部)から消費地(中・南部)に届ける流通網がありました。需要が高まるにつれ漁獲圧も増し、アイヌモシリの各漁場では、和人の商人が実権を握るようになって奴隷労働が常態化しました。明治維新後に成立した新政府は1869年、蝦夷地を北海道・樺太州と命名して内国化宣言しますが、やはりサケ漁を主産業と位置づけます。新型漁網や動力船などの技術開発を奨励し、ときに軍勢力まで投入しながら漁場を北太平洋一円に拡大するいっぽう、「資源増殖」を名目に繁殖河川から先住民族をはじめとす

る生活者のサケ漁を締め出す政策をとりました。20世紀なかば、国際規制によって北太平洋の漁場の大半を失った日本のサケ漁の主舞台は再び北海道などの沿岸に移りますが、官主導の人工増殖事業による事実上の「川サケ独占」は続いています。21世紀を迎えて秋サケ回帰数の低迷が伝えられるなか、定置漁業の構造改革のみならず、先住民族の権利回復や野生サケ再評価の議論が活発化しています――。

いまを生きるわたしたちには、ひとつ「特権」があります。もっとも新しい視点で過去をふりかえって教訓を見つけ、それを未来設計に生かすことができるのです。

先住民族にリスペクトを

北海道のサケと人の未来を語ろうとする時、先住民族アイヌと、本格入植から150年ほどしか経たない和人ととの間の緊張関係から目を逸らすわけにはいきません。現行の水産資源保護法と北海道漁業調整規則は、アイヌ／非アイヌを問わず「平等・厳格に、川での自由なサケ捕獲を禁じています。北海道の禁漁措置は、元をたどると1870年代の開拓使布達に行き着きますが、この島を「天然資源の無蓋の宝庫」とみた政府や社会が、先住民族の諸権利や

健康・文化・尊厳への配慮を著しく欠いていたという指摘は、当時から現在まで続いています。いまアイヌを先住民族と認める段階まできたものの(アイヌ施策推進法[2019年])、肝心の権利回復となるとスルーし続ける日本政府・社会の態度は、先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007年)などの人権規範や、先住民族にサケの捕獲権を認めている先進国の政策に照らすと、とても冷淡です。国連宣言が「歴史的不正義」と呼ぶこの状態を、わたしたちは終わらせたい。川サケをめぐる対話がその作業の一步目になると確信しています。

サケの生きざまを尊重しよう

生態学・遺伝学・漁業管理学といった分野で、野生サケ(自然産卵で生まれた個体)を保全すべき理由がいくつも語られています。官主導の人工増殖事業は、とりわけ1980年代以降、北海道の主要なサケの川で「自然産卵は不要」といわんばかりにふるまってきましたが、今こそ再考のタイミングです。野生サケが生まれ続けるには、毎シーズンじゅうぶんな数の親魚に川まで帰ってきてもらわなければなりませんし、繁殖に適した環境がそこに整っていなければなりません。先住民族アイヌはサケを「カムイチェブ=神が与えてくれた魚」と名づけました。日本国家の独占がおよぶ以前、代々の川漁師たちが、それぞれの生活圏で

生態系に敬意を払い、自然の循環を損なわないよう心を砕きながら生業に励んでいたのは間違いありません。参照すべきモデルのひとつです。

地元の川でサケを語ろう

サケには強い母川帰性があります。サケの生きざまを尊重することは、サケの川それぞれの個性を尊重することに通じます。景観や生態系の個性にとどまらず、流域社会とサケとの関係にも歴史的な個性があります。人工増殖事業がサケたちを川の生態系から切り離し、また流域住民からも遠ざけて、いまその個性は希薄化しています。それを再び輝かせるために、地元の川に集い、サケを見つけ、語り合うことから始めましょう。

語り合い、学び合うにつれ、さまざまな課題が浮かんでくることでしょう。サケたちとこれからどんな関係を結びたいか、みんなでイメージを共有できたら、ゴールまでの道筋を描きやすいと思います。19世紀以降、北海道のサケは事実上、日本国家の管理下に置かれてきました。いわば上からの一括管理でしたが、今度はそれを逆転して、それぞれ地元の川でサケとのつきあい方を模索し、民主的に実現しよう――。これがわたしたちの提言です。(平田剛士)

ひらた・つよし
カムイチェブ・プロジェクト研究会コーディネーター

カムイチェブ・プロジェクト研究会は、

「北海道の新しいサケ管理」の姿を見いだすべく、2020年4月にスタートした市民ネットワークです。NPO法人さっぽろ自由学校「遊」が主宰するオンラインセミナーの形式で、同年12月まで計7回にわたって会合し、北海道をはじめ日本各地から延べ145人が参加して学び合い、議論を交わしました。2021年度も定期会合を予定しています。インターネットにつながったパソコンやスマートフォンを介して、だれでも、どこからでも登録・参加できます。<http://hiratatsuyoshi.com/KamuycepProject2020>

プロデューサー 小泉雅弘（NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」）

コーディネーター 平田剛士（フリーランス記者）

企画協力 SWSP / 有賀 望、森田健太郎、向井 徹

「カムイチェブ読本」編集協力 萱野志朗、葛野次雄、佐藤和利
野口泰弥、藤野知明、山田伸一、長岡麻寿恵
広瀬健一郎、結城幸司、河野敏昭、西野正史
守谷賢輔、中川大介、小坂洋右、黒田秀之
若月美緒子、西原智昭、橋場江里子
函館市中央図書館（敬称略、順不同）

p4-5、8-9、12-13、16-17、36-37のマップは、国土数値情報ダウンロードサービス（<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）提供のデータを加工して作成しました。また海洋状況表示システム（<https://www.msil.go.jp/>）を参照しました。



TEXTBOOK on KAMUYCEP

カムイチェブ読本 北海道の新しいサケ管理

発行日 ▶ 2021年3月31日
2022年4月15日（改訂・PDF公開）

著者 ▶ カムイチェブ・プロジェクト研究会

表紙・扉イラスト ▶ かじさやか クレジットのない写真 ▶ 平田剛士

編集・DTP ▶ 平田剛士

発行 ▶ NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」
〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル5F
TEL.011-252-6752 FAX.011-252-6751
E-mail syu@sapporoyu.org <http://sapporoyu.org/>

助成 ▶ JANIC グローバル共生ファンド

© 2021 Freedom School 'YU' All rights reserved.



本書は「クリエイティブ・コモンズ表示 - 非営利 4.0 国際ライセンス」の下に提供されています。

<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>

TEXTBOOK on KAMUYCEP

カムイチェプ読本 北海道の新しいサケ管理

- 2 はじめに
- 4 十勝川とサケ
- 8 藻鱈川とサケ
- 12 沙流川とサケ
- 16 石狩川とサケ
- 20 アイヌとカムイチェプ
アシリチェプノミのこころ
サッポロ カムイ チェウツ アエカン ホウツ オンカミ
サケには新しいイパツケニを／キツネのチャランケ
サケと先住民
- 26 日本が封じたアイヌの「川サケ権」
- 32 日本の沖合・遠洋サケ漁業の拡大と縮小
- 34 北海道沿岸サケ漁業
- 36 人工増殖事業の川サケ捕獲
- 38 野生サケと人工孵化放流
- 40 豊平川の野生サケを増やす
- 44 国際認証制度の可能性
- 45 サケってこんなお魚
- 46 北アメリカの先住民族と漁業権
- 54 提言・北海道の新しいサケ管理